

平生町告示第13号

平成26年第2回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年6月2日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成26年6月16日
  - 2 場 所 平生町議会議事堂
- 

○開会日に応招した議員

松本 武士君	村中 仁司君
久保 俊一君	中川 裕之君
河藤 泰明君	淵上 正博君
細田留美子さん	柳井 靖雄君
河内山宏充君	平岡 正一君
岩本ひろ子さん	福田 洋明君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成26年 第2回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成26年6月16日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成26年6月16日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について  
(平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)
- 日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について  
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について  
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 報告第1号 平成25年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第11 報告第2号 平成25年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費繰越額の報告  
について
- 日程第12 報告第3号 平成25年度平生町一般会計事故繰越繰越額の報告について
- 日程第13 報告第4号 平成25年度平生町土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第14 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第15 会議録署名議員の追加指名
- 日程第16 委員会付託

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第7 承認第1号 専決処分事項の承認について

(平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)

日程第8 承認第2号 専決処分事項の承認について

(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

日程第9 承認第3号 専決処分事項の承認について

(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

日程第15 会議録署名議員の追加指名

日程第16 委員会付託

---

出席議員 (12名)

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 淵上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 山田 健一君	副町長 …………… 佐竹 秀道君
教育長 …………… 高木 哲夫君	会計管理者 …………… 高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………	羽山 敦紀君
総合政策課長 …………… 藤田 衛君	町民課長 …………… 石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 ……………	兼末 仁君
健康福祉課長 ……………	田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 ……………	岩見 求嗣君
建設課長 …………… 瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 …………… 安村 昌己君

教育次長兼学校教育課長 …………… 角田 光弘君  
社会教育課長 …………… 藤山 一人君

---

午前9時00分開会・開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において柳井靖雄議員、河内山宏充議員を指名いたします。

---

### 日程第2. 会期の決定

○議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの10日間といたしたいと思  
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決しました。

---

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第235条の2第3項の規定による平成26年3月、4月、5月及び6月実施の例月出納検査の結果報告、並びに議員派遣の報告のほか、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を受けた者の職、氏名の報告はお手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

---

### 日程第4. 行政報告

○議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

平成26年度がスタートして2カ月が経過をいたしまして、早いもので6月半ばを迎えました。水田には、みずみずしい早苗が風に揺れ、この豊かな自然と美しい風景を見ますと、我が国ならではの景色であることを実感しますとともに、心が癒される気がいたしております。

今年の梅雨は、平年より3日早く、昨年よりも6日遅い梅雨入りとなりました。下関地方気象台によりますと、今年は、梅雨前線が九州南部にとどまるとみられ、6月としては平年より少ない雨量の見込みでありまして、前線が北上する7月には雨量がふえると予想されております。エルニーニョ現象も気になるところでありますが、今年の梅雨が災害もなく、農家にとりましては、ほどよい恵みの雨にとどまることを願うばかりであります。いずれにいたしましても、最近の異常気象によるゲリラ豪雨や土砂災害も想定をし、初動体制も含めて、防災対策の一層の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

そうしたさなか、平成26年第2回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

このたびの上程議案は、予算1件、事件1件、承認3件、報告4件となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

それではまず、昨今の国・地方を取り巻く情勢についてであります。

国の新年度予算は、3月30日に成立をいたしました。年度内成立は3年ぶりで、同日の成立は、戦後3番目の早さでありました。（11ページに訂正発言あり）

当初予算といたしましては、昨年度を上回る過去最大規模の予算となりまして、一般会計予算で、95兆8,823億円となっております。

歳出におきましては、社会保障費が初めて30兆円台となり、公共事業費や防衛費が2年連続の増額となっております。また、歳入におきましては、税収が消費税増税などで7年ぶりの50兆円台が見込まれ、新規国債発行額は、平成25年度当初予算に比べ、3.7%減の4兆1,500億円となっております。

今国会の会期もこの22日に迫り、終盤を迎えておりますが、与野党とも国民が安心と希望を持てるように、真摯な議論を尽くしてもらいたいと思っております。

また、経済財政諮問会議におきましては、経済財政運営の基本方針であります「骨太の方針」の骨格案が示され、月末の閣議決定に向け、議論は大詰めを迎えております。骨格案によりますと、「アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題」、「経済再生と財政健全化の好循環」、「経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題」、「2015年度予算編成に向け

た基本的考え方」の4つの大項目で構成されるといたしております。いずれにいたしましても、アベノミクスによるこの成長戦略が、景気回復を軌道に乗せ、税収増による財政再建と疲弊をした地域経済の再生につながるよう期待をいたしておるところであります。

また、地方財政や地方交付税を初め、地方を取り巻くさまざまな課題につきましては、今までも地方6団体で国に要望いたしておりますとおり、今後におきましても「国と地方の協議の場」やさまざまな機会を通じて、地方の声を発信し、全国町村会や地方6団体で団結をして強力に要望していききたいと考えております。

なお、日本が抱えている課題として、少子高齢化の対応がありますが、6月4日に厚生労働省は合計特殊出生率が、1.43と、前回よりわずかに上昇したと発表をいたしました。しかしながら、赤ちゃんの出生数は過去最少でありまして、死亡数から出生数を引いた人口の自然減は、過去最大となっており、人口減少の流れは加速しているのが現状であります。また、出産世代の女性人口は年々減っておりまして、今後も少子化は進むものと見られております。

政府が人口減を食い止めようと躍起となっている背景には、経済の活力が衰え、社会保障制度の維持も難しくなることが背景に考えられます。来年から始まる「子ども・子育て支援新制度」におきましても、待機児童の解消と保育の質の向上に力を入れ、子育て支援の充実を進めようとしておりますが、結婚、出産、子育て、雇用改善対策など、総合的な施策の充実が求められております。

次に、3月定例会以降の諸般のことを中心に、「行政報告」として触れてみたいと思います。

まず、行政協力員会議について御報告をいたします。4月16日から22日にかけて、町内5会場で、行政協力員会議を開催いたしました。多くの議員さんにも御出席をいただきまして、本当にありがとうございました。お礼を申し上げたいと思います。

会議では、ほとんどの自治会長さんが行政協力員さんとして就任をされておまして、自治会数は、現在、146ありますが、このうち、新規の自治会長さんは、117人で、約8割の方が、新規の自治会長さんとして御就任をいただいております。行政協力員会議では、新規の方が多いこともありまして、主に行政側からのお願いや情報提供など、たくさんの説明をさせてもらったところでもあります。

説明の後に意見交換も行い、多くの御意見や御質問、また、御要望もいただきました。これらの意見等では、例えば、「ごみステーションの設置について」、「車借上料交付金について」、「防犯灯の設置・修理に対する補助金制度について」、「災害時の避難場所について」、「空き地の草刈りについて」、そのほか、こちらから説明した内容の質問など、たくさんの御意見や質問をいただき、膝を交えての有意義な情報交換ができたと思っておりますとともに、一定の成果があったと考えております。

なお、内容によっては、早急に対応できるものや、引き続き今後の検討課題となったものなどありますが、それぞれ担当課で即座に対応させていただきました。

また、「自主防災組織」の設立の願いをしてくれておりますけれども、現時点で146の自治会中、124の自治会において設立をされておりました、自治会での組織率は約85%へ向上いたしております。引き続き地域防災力の向上に向けて、組織設立の願いをしてまいりたいと思っております。

次に、協働のまちづくりについてであります。現在、協働のまちづくりモデル実践推進地区として、大野地区と宇佐木地区において取り組みが進められております。それぞれ、ほぼ月1回のペースで、地域課題や解決方法などの協議・検討が行われ、コミュニティ組織のさらなる運営強化や設立に向けて取り組んでおられます。

大野地区におきましては、コミュニティ組織の設立に向けての協議を重ねておられ、設立に向けた準備委員会において検討が行われております。

宇佐木地区におきましては、昨年、地区の18歳以上全員に地域づくりアンケートを実施され、山口県立大学で分析を行ったものを報告書にまとめ、これらをもとにして、さらなる宇佐木地区のコミュニティ組織の運営強化につなげていきたいと考えておられます。

また、この2地区とは別に、5月26日から29日までの4日間、佐賀地区、堅ヶ浜地区、平生まち・むら地区、曾根地区において、「地域づくり懇談会」を開催し、地域の課題を解決するために、地域づくり計画策定に向けて、コミュニティ協議会設立の取り組みをお願いしてまいりました。いよいよ協働のまちづくりの具現化に向けて、各地区での取り組みを開始しますので、今後とも、御指導のほど、よろしく願いを申し上げます。

次に、平生町地域防災計画についてであります。昨年度末に、平生町地域防災計画の改定作業が終了し、議員の皆さんにも計画の「本編」と「地震・津波災害対策資料編」をお配りいたしたところでございます。このたびの改定につきましては、大きく4点のポイントを中心として、改定作業を進めてまいりました。

まず1点目は、山口県地域防災計画との整合性を保つこと、2点目は、地震・津波災害及び最近の風水害の状況を踏まえ、災害対策の充実強化を図ること、3点目は、地域防災計画全般にわたる見直しということで、構成の変更、記載内容の具体化に留意して改定を行うこと、4点目としては、今後の修正を見据えまして、内容や対策等のチェックを各課で行えるように、節ごとに担当課・担当機関を明記するというので、改定作業を進めてまいりました。これらの経過を踏まえて、年度末の3月18日開催の平生町防災会議におきまして、「平生町地域防災計画」として、改定内容の承認をいただいたものであります。

今後、この防災計画を基本として、防災関係機関との連携強化と、本町のさらなる地域防災力

の向上に取り組むとともに、県の「南海トラフ地震防災対策推進計画」の修正を踏まえた対策の拡充にも取り組んでまいりたいと考えております。

次に、平生・宇佐木両保育園の統合・新設民営化に係る取り組みについてであります。町立平生保育園と宇佐木保育園の統廃合に伴い、新しい民間の保育園は、運営主体であります社会福祉法人うちみ会の発注による建設工事が実施されました。しかし、昨年の建設業界の人手不足などの理由により完成が遅れ、今年4月の開園予定を約3カ月延期することになりました。そのため4月1日以降は、旧町立平生保育園の施設を利用して「ひらお保育園」を開園しているところであり、新園舎への入園を心待ちにしていた園児や保護者の方々、関係各位に大変御心配をおかけをいたしました。町としても、園児への影響や保護者の不安の解消に最大限配慮をしながら取り組みを進めてまいりました。

工事の進捗状況につきましては、現在、外構工事の砂場・芝生広場、花壇、門、運動場、フェンス、駐車場などの工事が進められております。

今後におきましては、6月下旬には竣工検査を行いまして、運営主体である社会福祉法人うちみ会へ引き渡しが行われる予定であります。その後、7月に入りまして7月8日には竣工式が行われ、7月14日には、新しい「ひらお保育園」の園舎におきまして保育運営がスタートする運びとなります。今後とも、1日も早い完成と保育の充実に向け、うちみ会とも連携をしっかりとって、引き続き取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、「佐賀地区移送サービスモデル事業」の取り組みについてであります。この事業は、住民の参加と協働によるまちづくりの事業として、平成25年度から取り組みを進めておりました。今年2月には、地域住民との協議が整いまして、3月11日に出発式を行うとともに、移送サービスモデル事業の運営を開始したところであります。

事業の目的は、高齢者や障害、けが等による身体状況により、車両の運転ができないため、買い物や通院など、日常生活において移動することが困難な佐賀地区の方々の生活支援体制の充実を図るものであります。

事業内容は、町が地域へ車両を貸与し、地域において運営をしていく無償運送の移送サービス事業であり、運転ボランティア16名の方々に御協力をいただいております。

また、移送サービスを利用される方々については、現在42名の利用者が登録をされておまして、運行日は、毎週火曜日の午前中の1回としておまして、3月11日の火曜日から現在まで12回の運行を行っておまして、平均しますと1回当たり四、五名が利用されておることになります。

今後におきましては、移送サービスの利用者や運転ボランティアの方々へも聞き取りを行って、利用状況を把握をし、事業の分析を行って、地域の実情に沿った移送サービスのさらなる充実を

図ってまいりたいと思っております。

次に、「ひらお明日ファーム」についてであります。今年度、ひらお特産品センター協同組合において、過去平生町で取り組んでまいりました有機農業・環境保全型農業を、改めて磨き上げていくために、実証圃場で普及啓発・農作業体験・優良実証試験を行うものであります。そのため、5月14日に大野南大久保地区の実証圃場において、「ひらお明日ファーム」と命名し、開園式が行われました。

ここ1年間にわたり、当特産品センター推奨堆肥の「ヒューマス」「土の友」を比較対照堆肥として、また、アルギット肥料の効果等についても、土壌分析を交えて実証試験が行われてまいります。原点に立ち返るこの取り組みが成果を上げ、平生町農業のあすにつながることを強く期待するものであります。

次に、町税等に係る還付加算金の未払いについてでございます。昨年度末に、山口県から県外自治体での住民税等の還付加算金の未払い事案に関する情報提供を受けまして、本町の事務手続きについて確認をしたところ、先日、町県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料について延べ79名の方々に44万9,300円の還付加算金未払いがあることが判明をいたしました。

還付加算金とは、町税等で還付金が発生した場合に、還付金が支払われる日までの日数に応じて計算される利息に相当するものであります。今回の誤りは、還付加算金の計算期間の始まりを「納付があった日の翌日」とすべきところを「更正の決定があった日の翌日から起算して1カ月を経過する日の翌日」としていたため、還付加算金の金額を正しく算定していなかったものでありまして、対象となられました住民の方々には大変御迷惑をおかけいたしましたことを深くおわび申し上げます。現在、対象者への未払い金の支払い手続きを行っておりますが、迅速かつ的確に事務を進めてまいりたいと思います。

今後は、このような誤りが起きないように全職員に対し、いま一度関係法令等の確認を徹底させるとともに、適切な事務処理に努めてまいりたいと考えております。

以上、3月定例会以降の主な諸般について、「行政報告」として報告をさせていただきました。

終わりに、平成25年度の各会計の出納閉鎖を5月末で終えておりますので、その概要を簡単に御報告を申し上げます。

まず、一般会計であります。歳入総額51億8,804万6,473円、歳出総額50億1,603万2,928円で、差し引き1億7,201万3,545円となりまして、繰越明許費4,539万6,080円を控除いたしますと、1億2,661万7,465円が実質の収支額となるものであります。

次に、特別会計であります。9つの特別会計の総額を申し上げます。歳入総額40億9,

292万2,151円、歳出総額40億7,241万426円で、差し引き、2,051万1,725円となりまして、繰越明許費98万2,000円を控除いたしますと、1,952万9,725円が実質の収支額となるものであります。

以上、平成25年度の一般会計ほか、9つの特別会計の収支状況の概要を申し上げます。

.....

○議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） おはようございます。それでは、3月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

学校施設の耐震化工事についてであります。まず、平生小学校管理棟の耐震改修工事については、5月16日、入札が行われ、請負金額は3,769万2,000円、請負業者は株式会社大池組であります。工期は5月26日から10月31日までとなっています。

次に、同じく平生小学校の普通教室棟第3校舎の耐震改修工事については、5月19日に入札が行われ、請負金額は1,863万円、請負業者は管理棟と同じく、株式会社大池組であります。工期は5月27日から9月30日までとなっています。

工事内容は、両校舎とも、外づけアウトフレーム工法により補強し、耐震化を図る工事であり、6月2日から現地での仮囲いなどの準備が始まり、現在、コンクリート撤去などの工事を実施していますが、騒音の発生する作業があるため、夏休みまでは、土、日のみを中心に工事を行うこととしています。

普通教室棟第3校舎は、夏休みに入りプレキャストコンクリート製品の設置工事等を行い、9月21日の運動会には支障がないよう、現場での実質的な工事は8月末で完了予定としています。

また、管理棟は、夏休み中にプレキャストコンクリート製品の設置工事等を行いますが、一部ひさしの改修等が2学期に入る工程となっています。学校敷地内の工事でありますので、くれぐれも児童の安全を最優先として工事を進めるよう、工事業者をお願いをいたしたところでございます。

ところで、先般、公立学校施設の耐震改修状況調査の結果が文部科学省から公表されました。山口県内の公立学校の耐震化率は、小中学校、幼稚園は全国平均を大きく下回っており、耐震化が依然遅れている状況が明らかになっています。文部科学省は2015年度までに公立学校の耐震化完了を目指していますが、県内19市町のうち、7市は完了時期が2016年度以降にずれ込む見通しであるとのことでもあります。

本町におきましては、先ほど申し上げます平生小学校の2棟を除きますと、平生小特別教室棟、平生中管理・特別教室棟の残り2棟であり、この2棟も今年度、実施設計を行い、来年度耐

震化工事を行う予定でございます。国が示す2015年度の完了を目指し、取り組みを進めてまいりたいと思っています。

以上をもちまして、「教育行政の報告」を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって行政報告を終わります。

---

日程第5. 議案第1号

日程第6. 議案第2号

日程第7. 承認第1号

日程第8. 承認第2号

日程第9. 承認第3号

日程第10. 報告第1号

日程第11. 報告第2号

日程第12. 報告第3号

日程第13. 報告第4号

○議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算及び日程第6、議案第2号土地及び建物の無償貸付について、並びに日程第7、承認第1号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分事項の承認についてから、日程第9、承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についてまでの件を、一括議題といたします。町長から提案理由の説明並びに日程第10、報告第1号平成25年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから、日程第13、報告第4号平成25年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてまでの報告を求めます。山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたしました各議案につきまして、順を追って御説明を申し上げますが、その前に、先ほどの行政報告の中で、1点訂正をさせていただきたいと思っております。最初の前段で、国の新年度予算は3月20日に成立をしたわけでございますが、提案のときに30日というふうに申し上げたようでございまして、大変失礼をいたしました。おわびを申し上げ訂正をさせていただきたいと思っております。

それでは、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額は、歳入歳出それぞれ2,655万8,000円の追加でありまして、予算総額は49億5,755万8,000円となるものであります。

歳出につきまして、御説明申し上げます。歳出につきましては7ページでございます。

まず、総務管理費の一般管理費と情報通信費の委託料につきましては、社会保障・税番号制度導入に伴う経費であります。このうち一般管理費につきましては、本制度導入に係る業務、

また、情報通信費につきましては、本制度導入に伴うシステムの改修に係る所要の委託料を計上いたしております。

社会保障・税番号制度につきましては、複数の機関に存在する個人情報について同一人の情報であることの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高めるため、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものであります。このたび、住民票を有する個人及び法人に一人一番号で重複のないように番号をつけることにより、各機関の間において、個人情報が正確かつ効率的に照会・提供されることが可能となるものであります。

本制度の実施時期につきましては、平成27年10月に個人番号の付番と通知をし、平成28年1月から制度開始の予定とされているところであります。

次に、小学校費の学校管理費では、平生小学校の給食室にあります下処理室の内壁下部の一部からハネアリが発生し、調査したところシロアリによる食害も認められることから、給食の安全性確保のために、内壁のボード張りかえのための所要額を追加いたすものであります。

続きまして、歳入につきましては、御説明申し上げます。前に戻りまして、6ページでございます。

国庫補助金につきましては、歳出で御説明いたしました社会保障・税番号制度システム整備事業に係る特定財源であります。また、特定財源を除く必要一般財源につきましては、財政基金からの繰り入れによって措置することといたしているところであります。

以上、最初に申し上げましたとおり、今回の補正額は歳入歳出それぞれ2,655万8,000円を追加いたしまして、予算総額は49億5,755万8,000円となるものであります。

以上をもちまして、予算1件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第2号土地及び建物の無償貸付について御説明申し上げます。

本議案につきましては、昨年12月議会におきまして、平生町老人福祉センターに隣接をする旧平生町心身障害者福祉作業所の設置条例の廃止について御議決をいただき、平成25年度をもって指定管理者制度による指定管理を廃止したところであります。

今後の施設活用につきましては、それまでの指定管理者であります平生町社会福祉協議会から、「指定就労継続支援事業所あいあむ」の作業所として使用したい旨の申し出がありました。また旧施設の利用者から継続して使用したいとの希望もあり、当該施設を就労支援サービスの拠点として活用することが望ましいと判断し、平生町社会福祉協議会に対し、当該施設に係る土地及び建物を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の御議決をお願いするものであります。

続きまして、承認第1号平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分事項の承認につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、平成25年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計の決算が、急速な医療給付費の増加によりまして赤字決算となりましたことから、その歳入不足に係る所要額を平成26年度の国保会計から繰り上げ充用で補填するための補正予算であります。繰り上げ充用に要する財源といたしましては、医療給付費分滞納繰越分の一部を計上することにより措置いたすものであります。

赤字決算に係る繰り上げ充用につきましては、平成25年度の決算額が出納整理日において確定することから、地方自治法第179条第1項の規定によりまして5月30日に専決処分させていただいておりますことから、同条第3項の規定に基づき承認を求めます。

続きまして、承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、及び承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について、一括して御説明申し上げます。

両条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律が平成26年3月31日に公布、4月1日から施行されたことに伴い、緊急に執行を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、去る4月1日に専決処分させていただいたもので、同条第3項の規定により、承認をお願いするものであります。

まず、承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

このたびの地方税制の改正は、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生の観点から、及び税制抜本改革を着実に実施するため、地方税法の一部改正が行われたものであります。

改正の主な内容につきましては、法人町民税の関係では、地域間の税源の偏在性を是正して、財源力格差の縮小を図るため、法人税割の税率を14.7%から12.1%に引き下げております。

軽自動車税の関係では、原付等二輪車、四輪車等の軽自動車及び小型特殊自動車に係る税率の見直しを行っております。原付等二輪車の税率につきましては、平成27年度分から約1.5倍に引き上げるものであります。四輪車等の軽自動車及び小型特殊自動車の税率につきましては、自家用乗用車両にあつては1.5倍に、その他の車両は1.25倍にそれぞれ引き上げるものであります。

引き上げの適用については、平成27年4月1日以後に最初の車両番号の指定を受けたものからといたします。なお、平成27年4月2日以降に新車として取得されたものについては、軽自動車税は月割り課税をしておりませんので、平成28年度から課税するものであります。

また、新車で購入し最初の車両番号の指定を受けたときから13年を経過した四輪車等の課税割合については、平成28年度分から約20%割り増した税率といたすものであります。

なお、今回の法改正の施行期日は、原則として平成26年4月1日であります。施行期日の異なるものもありますので、附則に施行期日を定めております。

続きまして、承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認について御説明申し上げます。

改正の内容につきましては、まず、国民健康保険税の賦課限度額を引き上げといたすものであります。医療分につきましては、変更はございませんけれども、後期支援分については、14万円から16万円に、介護納付金は12万円から14万円に、それぞれ2万円を引き上げるものであります。これによりまして、改正後の賦課限度額は総額で77万円から81万円になるものであります。

次に、同税の軽減対象となる世帯の軽減判定所得の算定におきまして、5割軽減の対象となる世帯につきましては、改正前は、24万5,000円に世帯主を除く国保加入者数を乗じておりましたが、改正後は、同額に世帯主を含む国保加入者数を乗じることへ改正いたすものであります。2割軽減の対象となる世帯につきましては、国保加入者数に乗ずる金額を35万円から45万円に引き上げるものでございます。

続きまして、報告第1号から報告第3号までを一括して御説明申し上げます。

報告第1号は、平成25年度平生町一般会計繰越明許費であります。内容といたしましては、3月定例会におきまして御議決いただいております、社会福祉費の障害者総合支援事業のほか4事業につきまして、繰越額及びその財源内訳につきまして記載いたしました繰越計算書であります。

報告第2号は、平成25年度平生町下水道事業特別会計繰越明許費であります。平成26年度に繰り越すことになりました管渠布設工事についての繰越計算書であります。いずれも地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越明許費の御報告を申し上げます。

続きまして、報告第3号は、平成25年度平生町一般会計事故繰越についてであります。町立平生保育園・宇佐木保育園の統廃合による新設民営化による「ひらお保育園」につきましては、これまでも御報告をさせていただいておりますように、作業員の不足などに伴いまして建設工事が当初の予定から大幅に遅延となり、平成24年度における繰越明許による25年度への事業繰越でも完了できない事態となりましたことから、事故繰越によりまして、さらに26年度に繰り越すことといたしたものであります。事故繰越につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越計算書の御報告を申し上げます。

次に、報告第4号、平成25年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についてであります。去る5月30日、平生町土地開発公社理事会におきまして承認を得ましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づきまして、御報告申し上げるものであります。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げております議案の提案理由説明と報告を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき、御議決並びに御承認を賜りますようによろしくお願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

---

#### 日程第14. 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

○議長（福田 洋明君） 日程第14、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。まず、一般質問を行います。

質問の通告順により順次発言を許します。河藤泰明議員。

○議員（6番 河藤 泰明君） それでは、質問させていただきます。これからの消防団についてお尋ねいたします。初めに、確認の意味も込めまして、非常備消防とは何か。そして、歴史と伝統のある平生町消防団とはどのような経緯で設立をされ、今までどのような活動をされてこられたか。また、現状と課題などがあればお答えいただければと思います。現状ということで、特に1点、新入団員、過去5年、この5年ぐらいで何名の方の入団がありましたでしょうか。おわかりになれば教えてください。

続いて消防団は、近年消火活動だけでなく、頻発している自然災害に対しての活動も求められています。そのような中、これからの平生町消防団をどのようにしていかれるおつもりか、お考えをお聞かせください。

2点、失礼ながらお尋ねいたしますが、これ消防団に配られている編み上げ靴なんですけど、この編み上げ靴履いてる状態とさせていただければいいんですけど、これ何か1点間違いがあるんですけど、もしおわかりになれば教えてください。

あと、出初式や防火デーなど式典で、町長も受けるほう側ですけれども、されます敬礼です。この敬礼、消防で行う敬礼について、これ何種類あるかもわかれば教えてください。お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 消防団について、現状とこれからのあり方ということで、まずその歴史、経緯そして過去何名入団があったか、同時に2点目として、消防団をどうしていくのかという御

質問でございます。

平生町消防団の歴史は大変古うございまして、明治時代から消防組というふうに言われておたと記録にはあります。その後、戦後22年の、いわゆる消防団令、そしてまた消防組織法、こういうものを背景にして、それぞれの消防団設置条例が設けられ、旧平生町、それから大野村、曾根村、佐賀村、それぞれ消防団が編成をされておりました。昭和30年の町村合併によりまして、現在の消防団が発足をしておるということで、消防組織法でも触れられておりますけれども、消防団は地域の消防を担う重要な組織として位置づけられておるのは、御承知のとおりです。

現状についてでございますが、平生町消防団は御承知のように、本部と9分団、9つの分団で構成をされまして、この4月1日現在で、201名の団員が活動しておるという状況です。過去5年間で入団をされた団員につきましては61名ということでございます。

消防団の活動につきましては、火災のときの対応、これがメインにあるわけですが、さらにはいろんな台風、大雨等のときの水防活動等を含めて、防災活動にも積極的に今取り組んでいただいております。地域の防災力向上に向けて、大変町民としても心強い、今思いをいたしておるわけでございますが、これからもさらに町民から信頼をされる消防団であってほしいというふうに思っているところであります。

これからの消防団をどういうふうにしていくかと、消防団に対する町としての期待もありますし、これから消防団におかれましても、みずからのこうしたいろんな、いつ何があるかわからんという状況ですから、みずからの知識・技術等含めてスキルアップをしていただくように、いろんな形でまた要請もしていきたいというふうに思っております。

防災士についても、おかげさまで早速取り組んでいただきまして、今平生町ではいち早くこういう取り組みをいただいております。消防団の団員の方々を中心に早速組織化を、一般の方も含めてしていただいております。大変ありがたいことでございますが、さらにこうした取り組みが地域の全体の防災力の向上につながっていくように期待をしたいと思っております。

それから、靴の件と敬礼の件は、総務課長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 2点ほどにつきまして、御説明させていただきます。

まず1点目の編み上げ靴でございますけれども、今お示しされたひものくくり方、確かに間違いと申しますか、現場におきましては、そういう結び方では逆に危険を伴うということがございます。ですから、ひもがたるまないように、最後に後ろにくくるということが正解だろうと思っております。

2点目につきましては、敬礼の種類でございますけれども、略式な敬礼から最敬礼までいろんな

場面に応じて使い分けございます。今手元に何種類かっていう確たるものはございませんけども、そういった形でいろんな場面で使い分けをし、また屋内、屋外での形式も変わってまいりますし、そういったところで使い分けをしている状況でございます。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（6番 河藤 泰明君） ありがとうございます。最初に靴でいくと、確かに僕らも、ついこの前、広域のほうでいろいろ勉強してきたんですけど、そのときに僕ら平生町消防団でこういうふうにしなさいって言われたのは、確かに今課長がおっしゃられたとおり、先ほどひもがだらんと垂れちゃったんです。活動の際にひっかかるちゅうので危ない。確かにそうなんです。で、後ろ、これが正解じゃないかなっていうふうに僕らほぼ全員の団員が答えたんですけど、これもひっかかる可能性あるらしいんです。

僕等の知っちゃった履き方は、ベストではなかったと。さっきよりはこのほうがいいんですけど。さっきこれを垂らしたんですけど、これをもっとちゃんと短くして縛ったのを中に入れる、これが一番正解らしいんです。ベストはこのように。このひもの長さもそれぞれの人があわせて切ってやるっていうのをこの前習ったんです。なので、後ろに回すの、その次の段階としてはひもが外に出ないようにするといいということだったんです。

敬礼に関しても、今課長御答弁いただいたとおり、屋内と屋外、大きく分けたら2種類、これ正解なんだそうです。僕も知らなくて、室内の場合に敬礼と最敬礼があると。大きく分ければ2つの、室内で2種類あるというのも、これって本来、若い団員の中で話したときに、最初に知っちゃったほうがいいよねっていう話になったんです。知らんでも済むんですけど。やっぱり最初の段階で、敬礼っていうのは前に出られた方に対する敬意をあらわしていますので、間違った敬意のあらわし方をしてしまうと、受け側のほうに失礼があってはいけないので、というところで、そういったほうの研修も必要かなと思います。

昨年は、山口島根豪雨もありました。そして、3月14日午前2時ごろにも伊予灘を震源とするマグニチュード6.2の地震もありました。迷惑な話ですけれども、自然災害ごくごく身近なものになっています。昨年には消防団にかかわる法律も整備されました。地域における消防団の重要性が増し、責任や役割もふえました。言いかえれば、平生町消防団は、そのために必要な体制を整備しなければならない、もちろん所属する団員も、これに伴い今まで以上の活動を求められています。団員のスキルアップは必須です。過去5年で新入団員は61名いらっしやるとのことですが、現在全国的に新入団員を確保するのが難しい状況にある中で、61名も確保されているっていうのは、それぞれの分団、本部も含めて、行政側の方も含めての努力の結果だと思います。これは、すばらしいことだと思うんですけども、先ほどの敬礼とか靴の件もありますけど、最初の、初期の導入っていいですか、初歩的な知識や技術の指導体制、これと実施状況は、現状

どのような状況になっていますでしょうか。これをまず1点お尋ねしたいと思います。

また先日、県の消防学校で希望者対象の2泊3日の訓練がありました。これ、今回46年目の事業だとは思いますが、これまで平生町からは何名の方が参加されていますでしょうか。その中で、平生町消防団の中核となります本部の方は何名参加されていますでしょうか。2点お答えいただければと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁をいたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいま2点の御質問ございました。まず1点目の、消防団員として入団した際にどういう指導体制があるかということでございます。これまで、それぞれ分団において、分団長が新入団員に対してそれぞれの訓練を行ってもらうと。全体としては出初式であったり119の防火デーであったり、そういったところで訓練的な形で指導もしてもらうと。ただそういった中でいろんな人事異動と申しますか、消防団員の人事異動も申します。で、新しい方につきましては、当然古い消防団員もやめられて新しく分団長となられた方につきましても、それなりの訓練を受けたわけでもございませんので、そういったことも受けまして、今年度消防団の訓練といたしまして、礼式訓練を初め無線の訓練とか危険予知訓練といったことも想定しながら進める予定で、今計画をいたしておるところでございます。

次に、2点目の体制的な話でございます。スキルアップは本当に必要でございますけれども、今申しました以前につきましてはそれぞれ消防の操法訓練というのをやっておりましたが、今年に1回ではなくって、郡で6年に1回という持ち回りで訓練いたしております。そういった際に各分団へ順番で回しておりますので、その際に実践的な訓練と基本的な礼式訓練も含めていたしております。そういった状況の中で取り組みをしておりますけれども、先ほど申しました今年度で開催いたします礼式訓練の中でいろんな方策を学んでいけたらというふうに考えております。

2泊3日の研修につきましては、昨年度1名の団員さんに参加してもらいました。ただ、平日ということもございまして、消防団の本部の職員につきましては、今現在団員は町の職員となっております。女性消防団員もいらっしゃいますけれども、そういった中で、平日になかなか2泊3日の訓練に参加するというのは難しいことでございますので、今の現状では本部の中には、その訓練を消化した者はおりませんが、今後考えていけたらいいなというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河藤泰明議員。

○議員（6番 河藤 泰明君） 今、答弁いただいたとおり、恐らくこれまでは、各分団は分団長を初め先輩団員がさまざまな努力、試行錯誤をされて団員の指導教育をされてきたのが現実、こ

れ本当現実だと思います。そのおかげもあって、町民の生命と財産は今まで本当に守られてきたのだと確信をしております。

しかし、さきにも述べましたが、これからの団員はこれまでにないさまざまなことを求められ、実施していかなくてはなりません。今、今年度の訓練のお話がありましたけども、恐らく全体の訓練になると思うんです。全体だと多すぎるので、半分ぐらいに分けて何度か実施されるのかもしれないけれども、分団長から新入団員も一気にまとめてやると思うんです、恐らく。それで、それぞれにあったというか、一番それぞれに必要な指導の訓練がなかなか難しいんじゃないかなと思います。

なので、先輩方は特に現場での経験も豊富ですし、機械ポンプ等の作業もなれてらっしゃいますし、そういう方に対する指導も必要ですけど、特に今最初質問しましたけども、若手の経験のない、何年か数年かさかのぼって、経験の少ない団員の指導と教育の体制を整えて実施していくこと、これが今の最重要ではないかなと思っています。

これはあんまり言わんほうがいいのかもかもしれませんが、実は今回の質問で申し上げたこと、訓練のことも含めてですけども、担当ベースでは数年前から何度か指摘して提案をしていることなんです。その際の返答が、現状で何ら体制に対しても何も問題はないと、変更すべき点もない、無論検討の必要もない、こういった回答を僕個人的にですけども受けております。

しかし、変更すべき点は確実にあると思っています。団員一人一人がまず、まず最初の消防団とは何か、これを理解した上で安全に活動できる知識と技能、これを習得しなければならないと思います。これは時間もかかりますし、簡単なことではないと思います。でも、行政はその習得までの仕組み、何ていうんですか、知識の部分と体の技術の部分と、段階を追って講座を何個かに分けて、その人のレベルにあったものを整備して、特にそういうきっかけも、それを習得できるきっかけも整備すべきではないかなと思います。それをすることによって、団員が自信を持って安全に活動することが、この地域や住民、平生町のために必ずなります。住民からも、うちは消防団がおってくれるけえ安心じゃと、そう言ってもらえるような体制づくりや組織づくりが必要だと思われませんか。

今年度、担当課は昨年度の退職、人事異動により経験豊富な人材を失いましたが、課長を初め、特に防災意識の高い人材がそろったと、今僕は感じております。これをチャンスと捉え、これまでの平生町消防団のすばらしい歴史と実績を継承しつつ、これから求められる、今とこれからを生きる平生町民の生命と財産を守る平生町消防団になるように、体制づくりや整備など早急に、先ほど今年度新たに訓練をされると答弁いただきましたけれども、それぞれにあった体制づくりや整備などを早急に検討して実施をしていただけないでしょうか。お尋ねいたします。

○議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午前10時15分からいたします。

す。

午前10時00分休憩

午前10時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほどから御指摘がありましたように、大変こういう厳しい時代が一方ではありますが、町内においても団員は、これは先輩団員の大変な協力だと思っておりますが、団員そのものも増加をしておるといって、割と初歩的な段階での研修といいますか、知識技術の習得ということは、本当に御指摘のように大事なことでありまして、これからも、今も答弁の中にありましたように、それぞれの具体的な習得できる体制づくり、充実に向けての体制をしっかりとさせていきたいというふうに思っておりますし、御指摘のように防災意識の高い課長以下おりますから、しっかりと対応させていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（8番 細田留美子さん） それでは、職員の人材育成について質問いたします。

平生町では、これからも残念なことに人口減少と、それに伴い財政も逼迫してくると考えられます。その一方で、住民との参加と協働のまちづくりなどにより、行政ニーズは複雑・多様化してくると思われま。

そのような状況の中、持続可能な地域社会であるためには、まず職員が、その中心を担っていくという心構えと信念が住民から求められてくることと思います。人材育成による一人一人の職員の能力アップと、組織力のアップがこれまで以上に必要です。

しかし、行政改革の影響で職員の人数が減り、地方分権の進捗により仕事がふえる中、余裕も失われてきています。その上、ベテラン職員の退職により、職員の年齢構成も大きく変化しています。

そういった中、効率的で質の高い行政運営をしていくために必要な職員像はどんな職員なのか。目指している職員像と、その育成に向けてどのような研修を、誰を対象に、どんな頻度で行われているのか。能力開発の機会にもなる人事異動と人材登用について基本的な考え方、また第四次の計画書に一般職への人事評価制度を導入していくとありますが、その目的など内容をお願いします。

最後に、これまでも時代の変化に対応するために、組織機構改革をされています。1つの課では対応できない問題を、積極的に横断的に対応できるようになったのか。その効果を人材育成

の視点を入れてお答えください。

以上、職員の人材育成について、質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 職員の人材育成に関して、数点御質問をいただきました。まず、順番にお答えをさせていただきたいと思えます。

目指すべき職員像を実現する計画はどうかということでございます。御指摘のように、地方分権改革というのが一つの大きなテーマになっておりますし、第一次一括法から第四次の一括法まで、今、取り組みが進められておまして、それだけに職員の能力、こういうものが求められる時代になっているということは、これは間違いない事実であります。

本町の職員の人材育成につきましては、もう既に御承知のように平生町職員人材育成基本方針、これを策定をいたしておまして、町としての人材育成の基本的な考え方を示させていただいておりますし、3つの点で求められる職員像というものを掲げさせていただいております。

具体的には、そういうものを実現をするために、職員の研修、組織規範の醸成、採用・配置・昇任に関する取り組みとして人事の管理、こういうものを中心にして町としての取り組みを進めているところです。

研修につきましては、全職研——全職員の研修——これは全職員ですが、あるいはまた、県のひとづくり財団がやっておる研修、これはそれぞれ職位に応じて研修をさせておりますし、自治大学校にもこの22年度から将来の町を担ってくれる人材を派遣をさせていただいておりますというふうに思っております。

人事の管理につきましても、やっぱり組織を活性化させていかなきゃいけない、人事異動を含めて、それぞれ職員の能力をどう生かしていくのかということで、一つはいろいろ経験をさせていくという意味でのジェネラリストをどうつくっていくのか。あるいはまた一方では、この一つの専門的な知識とか高度な技術を持った、いわゆるスペシャリスト的な職員をどう、そのバランスをとりながら全体の人事配置を考えていくということで、これは毎年のことですが、大変悩みながらも職員の力を引き出していけるように、人事の取り組みを進めておるということでございます。

特に人事に関しては、人事評価の話がありました。本町でも管理職ではもう既に平成22年度から試行をして、24年度から管理職については実施をいたしておりますし、一般職につきましても今回、地方公務員法の改正が行われまして、これから公布されて2年を超えない範囲で政令で定める日までにやれということになっているんですが、もう既に職員組合ともいろいろ協議を始めておまして、できるだけ早い時期に一般職にも適用できるような形で実現できるように協議をさらに進めていきたいというふうに考えております。

そのことによって、公正で客観的な人事評価ができるように努めていって、職員の士気、モチベーションを高めていくということができればというふうに思っているところであります。

それから機構改革についても挙げてありましたけれども、過去これだけを取り上げてみますと、一つは、総務課は御承知のように地域安全班、それから地域活動推進班を新設をしまして、以前の企画課については、財政班を統合して総合政策課ということで、この機構改革を実施をさせていただいております。総務課についても、御承知のように、この地域活動について、それと消防があります。地域安全班の関係は、消防防災の関係で地域防災計画をつくったり、あるいは総合訓練を実施をしたりというようなことで、大変その意味では活動をしっかり展開をしてもらっておるというふうに思います。また、危機管理体制についても強化をされつつあるというふうに認識をいたしております。

そしてまた、今の地域活動推進班につきましても、今年からですが、御承知のように、まちづくり推進班というふうに名称を改めさせていただいておりますけれども、いわゆる協働のまちづくりに向けて、この条例を策定をしたり推進プランをつくったりということで、大変今日まで頑張ってきてもらっておるし、今から、また大変大きな役割を担ってもらわなきゃいけないというふうに思っております。

それから総合政策については、総合計画の策定実施ということで、この取り組みと具体的な実践をしていく実施計画の策定についても、大変成果が上がっておるというふうに思っておりますが、問題は予算の作成の主管業務と、主管課ということになりますので、その辺の総合計画と予算との整合性をとりながら毎年度やっていかなきゃいけないという、この辺が大変、財政の制約も一方でありながら、その具体的な予算編成にどう対応していくのかということで、まだまだこれから考えていかなければいけない余地はあろうかというふうに思っております。

しっかり、そうはいつでもそういう形でベースであります総合計画の推進、実践について取り組みを進めていただいておりますので、これからもこういった効果がしっかり発揮できるように我々も注意をしていきたいというふうに思いますし、これからの組織改革についても、多様なニーズが今ございますけれども、さまざまな行政課題に対しても的確に対応していけるような、いってみれば簡素で効率的な体制という組織、こういうものを目指してこれからも頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（8番 細田留美子さん） 町長は参加と協働、住民とそれから行政側とが協働しているいろんなことをやっていこうというふうに条例もつくってらっしゃいます。じゃあ、その地域力を持った職員が今からはとても必要になってくる、総務の地域づくり班を中心に、でも全職員がみんなそれに取り組んでいかないといけない。では地域にどう出ていくか。その地域に住んでいる方

は、その地域での行事、その他に参加するっていうことも考えられるでしょうけれど、その地域に住んでいない方を、職員をどう地域に入れ込んでいくか、地域担当の職員を置かれるなど努力はされておりますけれど、なかなかいろんな行事をしても出てくる職員の顔ぶれは一緒。それは地域に出る敷居が高いのではないかと思います。そういった高い敷居をどう低くするか。例えば、庁内にボランティア部をつくってみんなで行くとか、チームを組んで行くとか、そういったことも考えられないか。また、先ほどのいろいろ考えながら人事の異動をしたり人材を登用していると言われておりますが、前を見れば一目瞭然のように、女性の登用が全く、今見えておりません。

この前、ちょっと研修で行きました遠賀町、皆さんお手元にお持ちだと思いますけれど、そこでは課長さんが2人、女性が議会事務局長、それから住民課長とも女性でした。彼女たちが言うには「3割が女性だから、3割の女性の登用があるのよ」とさらりと言われました。国のほうも2030運動といいまして、2020年には30%以上の女性を責任ある職につけたいというような成長戦略を持っております。

このたび10人、新人職員が入りましたけれど、そのうちの4人が女性でした。多分、町長が大号令をかけて「女性を登用せんにゃいけん」って言われて4人ほど採用されたのではないかと思います。その4人がたまたま基準をクリアしていた女性だと思うんですけど、そういった女性を今からどう育てていくか。そのあたりは大きな課題となっていくと思います。

3割が平生町も女性です。その中で余り今、一般職としては班長が3人に主査が4人、業務分担にも偏りがあるように見えます。だから、これから女性の登用をどうしていくか。そのあたりと新人が10人入りしましたので、新規採用時から計画的に人材育成を進めているとは思いますが、そのあたりはどのように取り組んでおられるのか、その地域力を持った職員をどうつくるか、そして女性をどう登用していくか、新人をどう育てていくか、その3つについて再び質問いたします。よろしくをお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 一つは地域の中で職員の顔が見えるようにという、地域力を高めていく上でも町の職員の存在ということが言われております。

私も職員にはかねてから今、地域担当をつくっておりますけれども、地域に飛び込んでいけど、とにかく肩書、名刺がなければ仕事ができんということではなしに、顔で地域の人々の信頼が得られるような職員になれということを職員にも申し上げておまして、地域に根差した職員であってほしいということは繰り返し申し上げておまして、今回のいってみれば協働のまちづくりというのは、まさに地域課題と一緒に地域の皆さんと職員とが一緒に汗を流して解決をしていこうと、こういう取り組みですから、このことについてはしっかりこの各地域ごと、あるいはまた、それぞれ折に触れて職員もしっかり参加をしていくような体制ができるように、これから努めて

いきたいと。この協働のまちづくりというのは、そういう意味でも大変大事だというふうに受けとめております。

女性の計画的な研修等を含めて、これからしっかり女性の登用ということを念頭に置きながら、今もそれなりに対応させていただいておりますが、まだまだ現状は十分ではありませんので、この辺については常に意を配して、これからも職員の育成といいますか、研修等もしっかりやりながら自覚と責任を持って頑張ってくださいというふうに、これからも指導していきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（8番 細田留美子さん） 地域へ向けての地域力の持った職員については、町長もしっかり号令をかけてるということでした。かけておられるのは私も存じておりますし、最近職員がいろんな地域に出てこられる姿を見るが多くなったようには感じております。ただやはり、顔ぶれが割と決まっている。どうしてその他の方が来られないのかというあたりを原因をしっかりと見きわめて、そのあたりの対策を講じていただきたいと思っております。

それと先ほどの女性の登用の話なんですけれど、どうして女性が育っていないのか、それをどう捉えてらっしゃるのか。ちょっと最後に町長にお伺いしたいと思います。

やはりロールモデルといいましょうか、女性の管理職がいればそれを目指して女性は頑張っていくという道筋がありますが、残念ながら過去に課長さんがお一人、女性がいらっしゃいましたけれど、その後が途絶えている状況です。なぜ女性が上に進まないのか、進めないのか。そのあたりの原因をどのように捉えてらっしゃるかを最後にお尋ねしてこの質問は終わります。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 大変難しい質問でございます。

以前に、本当に住民課で、当時は住民課だったと思いますが、課長をお願いをした経緯もありますし、決して、だからどうこうという話ではありませんで、しっかり次を担っていただく方を育てていかなきゃいけないと、こういう気持ちはずっと持っております。だからおっしゃるように道を開くというのは大変大事なことだと思いますので、これからも十分意をして、これからの人事に当たって考えていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（8番 細田留美子さん） それでは2つ目の質問に入ります。第四次平生町総合計画の進捗についてです。

御存じのように、この計画は平生町の長期的な展望のもと、町政の方向性を明らかにして、安心して暮らしていける町となるよう計画を定めたものです。期間は2011年から2020年です。現在、この計画に基づいて2013年から2015年の策定計画で運営されているところで

す。

今回、この質問を取り上げたのは先月、有識者会議である日本創成会議から衝撃的な発表があったからです。人口減少問題検討分科会が公表した人口の将来予測によれば、2040年に平生町では20から39歳の女性人口減少が、なんと54.7%となっていました。これは今、2010年には約1,200人いたその年代の女性が半分以上の500人少々となるということです。まさに限界自治体まっしぐらということを感じたのは私だけではないと思います。

もちろん第四次をつくられるとき、高齢者の割合や生産人口の推移、出生率などのデータを勘案されたこととは思いますが、しかし、若い女性の減という観点から分析はどうだったのでしょうか。

3年ごとの実施計画で軌道修正するとはいえ、こういった環境の変化は、想定内であったのでしょうか。大きく捉えて第四次平生町総合計画の進捗についての質問と、具体的には先ほどの日本創成会議が今回の発表の中で、若者が定住できるような魅力ある地方都市づくりを提言しています。人口減少を少しでも食い止める効力のある施策として若者の定住促進は喫緊の課題です。佐賀の若者定住に向けた住宅の完成後、どのような取り組みをされて、効果はどうであったか質問いたします。

また、第四次は町長がトップとして立てられたものです。課題は山積していると思いますが、町長の認識はどうでしょうか。残された課題については、任期中にどのように対応されるのか、お伺いいたします。

以上をまとめますと、1つ目は将来的に行政サービスの維持が困難になると予想される中、第四次総合計画で適切な平生町の未来を築いていけるかを含めた上での進捗状況。2つ目はその中で特に人口問題のかなめとなる若者定住対策。3つ目は町長の任期完了が目前になっている中、残された課題に道筋がつけられると考えておられるのか、どう対応されるのかを質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 最初の総合計画との関係でございますが、総合計画策定の時点で、平成22年度で、当時いわゆるコーホート要因法で人口推計を行いまして、当時が1万2,173人という推計でありました。しかし、それにプラス、いわゆる政策効果といいますか、期待値も含めて人口目標を1万3,500人ということで設定をさせていただいてきたわけでございますが、22年度時点のこの定住人口、とにかくこれを現状維持を何とかしていきたいという思いが、当時はどんどんまた人口をふやしていくということには、なかなか踏み切れないという状況でございましたので、何とか現状維持をしたいというのが一つの大きな狙いでございました。

全体、この創成会議の話もありましたが、この平生町もそうですし、この地域全体、もっと言えば日本全体ですが、いわゆる人口のこれから増に向けてという対応というのは、ある意味私は

時機を逸したというふうに思っております。団塊の世代、戦後我々世代であります、団塊の世代のいわゆる次のベビーブームで生まれた、次の団塊世代の団塊ジュニア、これが1990年代から2000年代ぐらいまで、大体適齢期だったと思います。この時期に、いってみればだんだん逆に出生率が1.26ぐらいまで下がるというような事態が発生をしております、そういった意味では、もうその人たちがどんどん年を過ぎていきます。

今、未婚率が高い、晩婚化が進んでおるといふふうに言われますけれども、そういう状況の中で、今やれるのは、これからこの減少のカーブをどう少なくしていくのかということがやっぱり一つの大きな課題だといふふうに思います。

本町にとりましても、今この総合計画で示しておる目標もありますが、その目標をできるだけ、このカーブを緩やかにしていけるように、目標を達成するというのは現状では大変厳しいという認識を持っております。そう言わざるを得ないといふふうに思いますが、これからはできるだけこのカーブを緩やかにしていくために、今ありましたように、その少子化対策、若者の定住対策等々を含めて、あるいはまた、いろんな角度からのこうした対策を総合的にやっていかなきゃいけないというのが今の置かれておる状況だといふふうに受けとめております。

現状については、今申し上げましたように総合計画で設定をさせていただきました。ある程度、我々もこの政策効果というのを狙っておりますけれども、できるだけ減少のカーブを少なくしていきたいというのが本音でございます。

それから若者定住についてであります。佐賀の若者定住住宅をやりましたが、定住対策、住宅対策だけということでは、なかなかやっぱりこれは進みません。今、申し上げましたように、やっぱり雇用対策、少子化対策等々を含めて、全体で総合的な対策をしていかなきゃいけないといふふうに思っております。

平生町におきましても、今言いましたように、この地域でも未婚率が高まってきておると。で、この柳井地域全体でもそういう状況があります。本町においては既にそういった状況を踏まえて、いろんな婚活に向けての取り組み等々も皆さんで取り組んでいただいておりますが、今年からは柳井地域の広域行政の連絡協議会、ここでこの取り組みもしていこうということに今いたしております。

さらには移住のPRもしようということで、近々広島の方でも活動をするということになっておりますが、こうした地方の我々の立場でできる取り組みはしっかり、これからもいろんな取り組みを進めていきたいといふふうに思っておりますし、若者が帰ってきて一つの、雇用がない、職場がない、仕事がないというのも一つの現実だと思いますが、同時に若者が帰ってこんから、元気なやる気のある若者が帰ってこんから地方に、地域になかなか産業、雇用ができないんだという面もあると思います。ですから、その若い人が帰ってどっかの会社があつてそれに勤めるん

ならともかく、帰って業を起こしてやろうという、中には元気のある人もいていいと思うんです。そういう方々に対する支援というのを、これから、ちょうど今からうちも総合計画の後期計画の策定に入るわけですが、こういった若者で、しかもやる気があって、こういう業を地域にふるさとに帰ってやってみたいというような若者、あるいは若者だけじゃありませんけれども、そういう方々に対する支援を、もちろん県や、そしてこの地域の商工会も含めて関係機関とも協議をしながら、何が具体的に支援策としてできるかということも、しっかり我々も具体的な検討を進めて、できればその中に盛り込むような方向でこれから取り組めていけたらいいなというふうに思っております。

島スクエアの関係もありまして、今、平生町からも起業——業を起こす——この取り組みであります。これに対しても町からも関心のある方がこの前から説明会に臨んだりされておりますので、そういった方々のフォローアップといえますか、こういうものもしっかりやっていきたいというふうに考えております。

残された任期もわずかではありますが、一つ一つできることから全力で頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

○議員（8番 細田留美子さん） 人口減のカーブをいかに緩やかにするか、いかに軟着陸をしていくかというお話でした。

職員全体でその危機感を共有しながらアンテナを高く上げて、どうしたらいい対策がとれるかを皆さんで考えていただきたいと思います。そういった意味でも町長のリーダーシップは今からとても大切になってくると思います。

若者の定住対策なんですけれども、今は国、県、そして広域と色々な取り組みを、どこも同じ問題を抱えていますからしております。そういった中で、平生町がこういう、例えば今、個人で起業する、仕事を起こす、そういったお手伝いもしたいという町長の考えがございました。そういったものをしっかり発信していく。住民も例えば、親御さんなんか、とても娘や息子のことを心配されています。できれば平生に帰ってほしい、娘や息子たちもできれば平生に帰りたいという子供たちがいる。でも仕事がない、どうじゃろうかねという話を聞きますので、そういった人たちが起業できる体制づくりを今から期待したいと思います。

また、もう残された期間が少ないというお話もございましたけれど、これまでいろいろなやられていることの中で、特に今回、各地で地域づくりの懇談会を開催されていますけれども、そのあたりの評価と、3月議会でも質問いたしましたけど、まちづくり条例ができたものの実現はこれからです。町の将来のためにもきちんと道筋をつける責任があると私は考えます。町長にはその責任を真摯に受けとめ、住民が安心して住んでいける未来のある町を目指して、これからも積極的

なりリーダーシップをとるつもりがあるかどうか、質問いたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） これからのまちづくりに向けての——次の質問にも関連をしてくるかと思いますが、責任は真摯に受けとめさせていただいて、果たす責任は果たしていかなければいけないというふうに思っております。

.....

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） それでは、質問をさせていただきます。

次期町長選挙において、山田町長の出馬はあるのでしょうか、伺います。

山田町長は1998年平生町長初当選以来、4期連続平生町のトップとして町のかじ取りをされております。今年12月10日で4期目の任期満了となります。町民の方々からも、次はどうするのかという話もよく聞きます。

前回は4選目の決意として、2010年にスタートした第五次行革大綱に行財政健全化の推進や、来春までにまとめる第四次総合計画を仕上げる責任があり、引き続き続投してその責務を全うしたいと述べられておりました。その第四次総合計画で定めた将来像として「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」を目指すとされていますが、まだまだこの取り組みは道半ばと思われるます。

そして、まちづくり条例も制定されました。このまちづくりを平生丸という船とすれば、船長は山田町長でございます。この平生丸はまだ平生港に停泊していて、エンジンをかけ出向の準備が始まったばかりでございます。目的地である「人とまち「きずな」でつなぐ元気な平生」というところには、まだまだ長い航海となると思われまます。港を出港して羅針盤を見ながら方向が決まるまで、平生丸の船長としてかじ取りをする責務があると思ひます。ですが、5選目となりますと、町民の審判を受けるべきだと思ひます。

対抗馬がないのであれば、いたし方ないところでございますが、誰かが今まで経験したことのない超高齢社会での町のかじ取りをしなければなりません。まだまだ告示日まで5カ月近くありますので、どのような動きになるかはわかりませんが、山田町長の出馬の意思があるのであれば、その思いをお聞きしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 出馬の意思ありやなしやという、ずばりの質問が今、出されておるわけでございますが、協働のまちづくりに向けて道筋をつけていく責任もあるんじゃないかという今、お話がありました。

せつかくの機会でもありますし、4期今日まで、この務めさせていただきまし、私なりに

少なくともこの4期目の総括だけでもしなければならないというふうに思っております。

その前に、これまでいろいろ皆さんにいろんな行政課題、あるいはまた困難な局面、たくさんありましたけれど、町民の皆さんの御支援と御協力、議会の皆さんの時には大変厳しい御意見や、皆さんの御指導によりまして、何とか今日まで町政を運営をすることができたと、まだ半年あるわけでございますけれども、そのことにつきまして、まず皆さんにお礼を申し上げたいというふうに思っております。

そこで、4期目は今もお話がありましたように、第四次総合計画の策定をすると、年が明けて策定をいたしまして、この実践をしなきゃいけないと。第五次行革大綱の実践と、この2つの大きな柱がベースになって、今回、今日までの町政の運営をさせていただいてまいりました。

その中で、まず大きくいって、安全・安心のまちづくり、とりわけ先ほどからも出ておりますように、防災対策の充実強化ということについて、一生懸命取り組みをさせていただいてまいりました。防災行政無線も24年度から来年度27年度までで4年間でデジタル化を進めて、今取り組んでおりますし、自主防災組織につきましても今、自治会の85%まで進んでまいりましたし、この自主防災組織の合同で防災訓練等も実施をさせていただいております。

また、町の地域防災計画も策定をすることができました。防災士の育成、支援等を含めて、あるいはまたいろんなハザードマップ等々、標高表示板等も含めていろんな防災対策についての強化を図ることができたというふうに思っております、御協力に感謝を申し上げたいというふうに思います。

また、学校の耐震化につきましても、先ほど教育長からの行政報告でありましたように、着実に今、進めさせていただいております、来年度でほぼ100%達成の目標に向けて今、取り組みが進められておるといことです。

きょうも、先ほどの行政報告で申し上げましたように、福祉の面でも佐賀地区での移送サービスの実施、ボランティアの皆さんの協力ということで、本当に皆さんの御支援をいただいて、こういう取り組みができておるといことに感謝をいたしております。

また、保育の面でも統合することができました。民営化に向けて今、新しい園舎の建設というようなことで、今後、保育面の一層の充実を期待をいたしておりますし、社会教育施設としては曾根の公民館の建てかえというようなことも皆さんの御支援をいただきました。

また一方では、イノシシ等の有害獣対策ということで、わな猟の免許取得に対する支援等についても、今や41名の方々が免許を取得をいただいております、これまた皆さんの御協力にお礼を申し上げたいと思いますし、地域活性化についてもメガソーラー4基の、いわゆる外部資本の導入ということができました。ひらお産業まつり、あるいはサイクルフェスタ、こういったそれぞれの皆さんの元気を出していただいて、観光事業等を含めて活性化につなげていただ

いております。

しかし、これらも一つ一つとってみれば大変大きなテーマであります。財政状況についても懸案でありました実質公債費比率については、何とか18%をクリアすることができて、県の許可団体から脱出をすることができた。ただ、御指摘のありましたように道半ばであります。まだまだ厳しい状況に変わりはありません。こうしてみると、いろんな事業を手がけて、この4年間でもすることができまして、改めて議会の皆さんにも町民の皆さんにもお礼を申し上げたいと思っております。

特に、先ほどから出ておりますように、協働のまちづくりにつきましては、これは大変大きな今テーマであります。このまま手をこまねていると大変なことになると。人口の減少、高齢社会の進展、福祉や医療、介護、こういった対応をどうしていくのかと。あるいは、かつては考えられなかった耕作放棄地や空き家やイノシシ、こういった新たな地域課題が発生をしておると。これはやっぱり住民が地域力を、行政もそうですが、行政と住民が一体となって総合的な地域力が発揮できるような、協働のまちづくりをやっていかなきゃいけない、これが今の大きな我々のテーマです。

ようやく条例と推進プランができ上がりました。それを踏まえて、いよいよこれから立ち上げていかなきゃいけないというのが今日の現状だろうというふうに思っております。

したがって、今申しあげました安全・安心に向けての取り組みの課題等々を含めて、これは大変、本町にとっても大事なテーマでありまして、まさに待ったなしの課題であることも事実です。御指摘のように協働のまちづくりについても、いよいよこれから本格的に取り組んでいかなければいけないと、まさに課題は山積する一方で、先ほども言いましたように持続可能な行財政基盤の確立など、今から乗り越えていかなければいけない厳しい現実があることも事実であります。町政はいつときたりとも停滞は許されないという状況だと思っております。

したがって、引き続きまして町民の皆さんの御支持がいただけるのであれば、引き続きその責任を全うしていくというのが今の私の覚悟でございます。私自身、これまで任期を重ねてまいりました。任期を重ねるといのは、それだけ責任が重くなるということでもあります。みずから心に慢心はないか、自分を映す鏡に曇りはないかと、自問自答というのがありますが、自問自戒をしながら、まさに私の出発の原点であります「対話と信頼」と、この原点に返って町民とともに歩いていく、その基本的な姿勢というのは今後とも堅持をしてみたいというふうに考えております。

皆さんの御指導のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） 山田町長の思いはよくわかりました。これは個人的な考えでござ

いますが、次期町長は平生町をよくするという旗印のもと、平生町がよくなることであれば、どんな取り組みでもしていけるトップが欲しいところであると思っていますところがございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。町内の排水機場について伺います。

排水機場の役割は、洪水を防止し、町民の生命と暮らしを守ることが主な役割です。今年エルニーニョの年と言われており、そのエルニーニョも強いエルニーニョだそうでございます。エルニーニョ現象は、数年に1度、中部太平洋赤道域から南米海岸まで広い海域で海水温が平年に比べて高くなる現象で、日本を含む世界各地の天候に大きな影響を及ぼすそうでございます。

今年強いエルニーニョと言われるので、この強いエルニーニョのときの過去の台風の経路図を調べてみますと、強いエルニーニョの年は圧倒的に日本列島に向かっている台風が多く、強いラニーニャのときはベトナム、フィリピンに向かう台風が多く見られます。こうした過去の例から想像しますと、今年山口県に来る可能性は大でございます。

そして、近年は異常気象と言われており、昨年、山口須佐でも時間雨量が大幅に更新されており、残念ながら大きな被害をもたらしました。平生町の今までの時間雨量の最高は70ミリですが、これだって更新する可能性も大です。そして、平生町はゼロメートル地帯が多くあり、地勢的には治水対策は欠くことのできない重要な施策の一つとなっています。

そこで町内の排水機場のポンプの日常の点検、梅雨、台風シーズンの特別点検、自家発電の点検、発電機の連続運転をするのにどれくらいの燃料を確保しているのか伺います。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時、休憩いたします。

再開を午前11時15分からといたします。

午前11時00分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。山田町長。

○町長（山田 健一君） 治水対策ということで、今、町内の排水機場について御質問いただきました。

防災の観点から、御指摘のように、エルニーニョ現象が今年は発生をしておるということで、台風が多発の傾向という御指摘をいただきました。きょうも、最初の提案理由でも申し上げましたようにしっかり警戒心を持って対応していきたいと思っておりますし、具体的な燃料等の確保等の対応については建設課長のほうから答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） ただいまの御質問でございますけれども、まず平生町が管理いたしております排水機場、樋門施設の主なものにつきましては、県施設として、県から維持管理及び

操作の委託を受けております。河川管理施設12カ所、海岸保全施設12カ所について委託契約を結んでおります。これらの施設は、県との契約の中で第三者に再委託をいたしてありまして、施設の一部を除き、管理専門業者、町内業者、地元の方に管理を再委託をいたしておるところでございます。

まず、河川管理施設であります大内川の排水機場、中川の排水機場、それと曾根の排水機場につきましては、保守管理及び操作を専門業者に再委託をいたしておるところでございます。月に1回の点検及び月2回の試運転を実施いたしまして、町は毎月点検結果と運転操作記録の報告を受け、それを県のほうに報告をいたしてあります。他の樋門につきましては、異常があれば再委託先の管理者から連絡を受けまして、職員が確認等を行い、県に報告を行っております。平成25年度には県による点検調査が行われております。あと小樋門、樋門等の一部には町が排水ポンプを設置をいたしてあります。湊の沖樋門、湊の内樋門、野島樋門等6カ所につきましては保守管理の万全を期すため、平成24年度より専門業者に保守点検業務を委託いたしておるところでございます。

委託期間につきましては、梅雨前の5月の下旬から11月の下旬まで雨季前後の2回の点検を行いまして、点検記録表による報告を受けまして、その結果に基づいて修繕等の対応を行っているところでございます。さらに降雨時には、職員で施設の見回りを行い、施設の異常や稼働状況を確認し、異常があれば専門業者のほうに連絡をし、早急な修繕等の対応を行っているところでございます。

それと非常用の発電機につきましては、大内川の排水機場、中川、曾根につきましては自家発電設備を備えております。外部からの電力供給が絶たれた場合におきましては、自家用発電機に切りかえてポンプ等の稼働をさせております。点検につきましては、先ほど申し上げましたが、日常の点検、定期点検は月1回、月2回の試運転を実施いたしてあります。

それと燃料の確保でございますけれども、各排水機場の燃料タンク容量は大内川の排水機場が37キロリッター、中川が3キロリットル、曾根が10キロでございます。各排水機場の燃料残量を随時確認をしながら燃料不足を起こさないように適宜補充をいたしておるところでございます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） 十分な点検をお願いしたいところでございます。

この間、中川、大内川と曾根の排水機場ちょっと見て回りますと、場内の環境整備とかいうんですかね、木とか草とかが生えてありまして、ちょっと見たら、外から見ると、ちょっと廃墟ではないかというふうな見え方もしたところではございますが、特に、そして大内川のツツジですか、県道のそばの金網の中にツツジ等がありますよね。そういったところの管理とかいうところ

は、委託先はしないんですか。伺います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 建設課長が答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 瀬戸建設課長。

○建設課長（瀬戸 孝博君） 施設の維持管理につきましては、専門業者、委託業者のほうに委託しておりますので、こちらのほうからまたよく指導のほういたしておきます。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） それで3カ所回ってみてですね、曾根、大内、中川ですか、この3つを回ってみて、一番水質ですか、川がきれいであったのが曾根でございました。あそこにカルガモが、親子が泳いでおってから、ヨシの木も生えておりましたが、写真を撮るにはかなりよい風景であったように思います。次に、そして大内川、あそこにボラが泳いでおりましたから、まだまだ水質はよいのではないかと思います。そして中川なんですけど、あそこは魚も見れんような、何もいないような、自転車は中に浸っているし、そういったあの辺のところの水質の検査というのはどの程度行っているのか、わかればお願いします。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） 環境調査は毎年実施しております、町内で13河川、環境調査実施しております。中川についても、環境調査を実施しております、特に有害物質が発見をされたという事例は、調査の結果は出ておりません。ただ、若干見えた目、濁りが多いというのはございますし、泡のようなものも存在はしている。私も通報を受けて現場に行ったこともございますが、ただ環境調査の結果では特に有害物質は出てないということでございます。

.....

○議長（福田 洋明君） 瀧上正博議員。

○議員（7番 瀧上 正博君） では、通告書に従って質問をさせていただきます。

まず初めに、上関原発の建設についての質問をいたします。

私は、毎年6月の議会で上関の原発建設についての質問をしておりますが、今回は、ごく最近になって問題視された2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目は、この5月21日に判決が出た関西電力の大飯原発3・4号機をめぐる、住民の人たちが関電に運転の差し止めを求めた訴訟の判決です。この運転差し止め訴訟で示された判決は、運転の是非にとどまらず、地震国日本で原発を運転できるのかという問いを突きつけたと報道をされております。また、裁判長は人の命と命を基礎とする人格権を最も重視し、これを超える価値を他に見出すことはできないと、このように強調をされております。その上で住民たちの人格権と電力の安定供給やコスト問題をてんびんにかけた関電側の議論を厳しく退けております。

国富の喪失とは、運転停止による貿易赤字ではなく、豊かな国土とそこに国民が根をおろして生活をしていることを失うことだと強調をされております。これは人間の命が一番大事だということを示しているのではないのでしょうか。また、この判決を見ますと、日本に原発は立地不適、これが判決の導く結論だと思います。私はこの判決はすばらしい判決だと思っておりますが、町長のお考えをお伺いをいたします。

2点目といたしましては、この5月20日に報道された政府事故調査検証委員会における吉田調書についてでございます。これは福島第一原発の事故から3年以上たってから明らかになった問題ですが、吉田調書の聴取結果書が大きく報道をされております。朝刊の一面に、「原発命令違反し9割撤退」となっておりました。これについては第二原発への撤退ではなく、高線量の高い場所から一時撤退し、すぐに現場に戻れる第一原発構内での待機を社内のテレビ会議で命令したとなっております。第二原発まで撤退という事実、これは、原発で働く従業員には常に原子力についての学習、放射能の恐ろしさを嫌というほど知識として持っているほかにほかならないのではないかと考えられます。こんな危険な原発を町民の安心・安全を考えていく中で、上関に建設をさせるわけにはいかないと考えられます。隣接町の町長としてのお考えをお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 関西電力の大飯原発3号・4号の再稼働の差しどめを求める訴訟での福井地裁での判決について、今、議員のほうから要旨については御説明がありました。

今までの、確かに、原発の訴訟とは違った論点でこの判決が導かれていくということについては確かにそういう状況だと思っております。だから立地不適ということに結論づけていくのか、それとも関電のほうも、これからまだ裁判のほうも控訴していくということのようでありまして、国や自治体の判断、特に、国は、この4月にエネルギー基本計画を策定をして、原発ベースロード電源という位置づけをしておる状況でありまして、どう判断をしていくのか、あるいはまた原子力の規制委員会での適合審査等々、この辺をどうなっていくのか、見きわめていくのかということだろうというふうに思っております。

私としては、これらのこうした影響がこれからどうなっていくのか、もう少し、状況を一自治体の首長として、少しこうした状況については注視をして見きわめていく必要があるというふうに考えております。

2点目の吉田調書の件でございますけれども、命令違反して9割の従業員が撤退したということでございますが、これを受けて、今、その後、国の原子力災害対策マニュアルが見直しをされたというふうにも聞いております。こうしたあつてはならない事故でありますし、こうした今回のことは、今後に活かされていくべき大事な教訓だというふうに私は受けとめております。した

がって、この上関原発ということに直接入ってくるというその論理の今御質問でありますけれども、上関の原子力発電の建設計画につきましては、従来から申し上げております町の基本的なスタンスはもう何度も述べさせていただいておりますように、国または県、県は特に今ちょっと判断を先延ばす、「埋申」の判断を先延ばすという状況であります。国や県や地元、そしてまた本町の町議会の動向等々踏まえて全体の状況を見きわめながら判断をさせていただくと。町民の生命・財産・安全・安心を守っていくという基本的な考え方というのは、これはもう最優先で取り組んでいく考え方に変わりはありません。こういうスタンスで今後とも対応していきたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（7番 淵上 正博君） 全体的な答弁の結果としますと、国の状況を見きわめると、こういう答弁ではなかったかと思われませんが、今、山口県の村岡知事は中電の上関建設埋立の免許延長申請の拒否判断を、また1年先延ばしをしております。これにつきましても中国電力の申請及び補足説明の内容について公正な立場で審査をすると、この判断の先送りを正当化をしております。

しかし、こういう状況の中で、函館市では、函館市長がこの2月に大間原発建設の中止を求める提訴を表明をしております。函館の市議会も3月議会の最終日、大間原発の建設の無期限凍結を求める意見書、決議を全会一致で採択をしております。これは市民の代表として市議会が全面的に函館市の提訴を支援するという立場です。これをもって4月3日、函館市は大間原発の建設中止を求めて東京地方裁判所に提訴をしております。これには市民の安全・安心な環境を確保するため、観光と津軽海峡の豊かな海の幸に恵まれた産業を守るため、やむなく提訴に踏み切ったとしております。苦渋の選択であり、地方自治体の主張を全く無視した国のやり方は果たして民主国家なのかと疑問を投げかけておる次第でございます。

この点についての町長の見解はどのように考えられておられますか。ひとつよろしく願いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 大間原発に関して、函館市長の今回の訴訟問題でございますけれども、私がつかんでいる範囲では、確かに対岸にあると、今回のUPZって言いますか、30キロ圏域だと、でありながら電源開発からは一度も相談がなかった、説明会もなかったというようなことで、今回こういう形に至ったというような経緯だというふうに私なりに受けとめておりますが、ある意味そういった意味では地元の同意といえますか、また周辺に与えるそこら辺の自治体のあり方、周辺自治体のあり方等々についてのこれから司法の判断がされると思いますから、それはそれで注目をしていきたいというふうに思っております。一自治体が国を相手に提訴するという

んですから、これまあ大変なことだというふうに思いますし、この辺の状況についても軽々に私のほうから今こうだという発言ができる段階ではありませんので、十分、こうした司法の判断等についても注視をしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（7番 淵上 正博君） この上関原発建設中止の質問は、今回で12回目になったと思います。これからもまた機会があったら常に質問をさせていただきたいと思いますので、その点はよろしく願いをいたしまして、次の質問に移らさせていただきます。

次の質問は、教育委員会制度改正法案についてでございます。教育委員会制度改正法案がこの先日の6月13日に参議院本会議で賛成多数で可決をされました。教育委員会をどう変えていくかは各自治体に委ねられることになってますが、この改正法案に対してお伺いをしたいと思えます。

そもそも教育委員会制度は戦前の教育行政の反省から教育行政は中央政府ではなく、地方自治体のもとに置くことになっております。そのため教育行政は首長から独立させ、住民が選挙で選んだ数人の教育委員に委ねられることになっておりました。その後、教育委員は現在では住民投票ではなく、議会の同意を得て首長が選任をする形に変わってきております。教育委員会は首長と対等な行政組織です。なお、教育委員会は都道府県、市町村、特別区に設置をされておりますが、制度上の上下関係はございません。

今回の改正法案は、まず初めに教育施設の方針となる大綱は首長が策定をし、教育委員会にその具体化をさせるとしております。本来ならば、教育の基本方針は教育委員会がつくるべきものです。首長と教育委員会との協議機関である総合教育会議を設置し、そこで協議をするとしておりますが、教育委員会側が反対しても首長が決定できることになっております。

2点目として首長任命の新教育長を教育委員会のトップに据え、教育委員会の指揮権限を奪うことです。新教育長は事務局のトップである教育長と教育委員会の代表者である教育委員長を兼ねるポストで、教育委員長は廃止となってしまいます。これにより教育委員会と教育長との力関係が制度上、入れかわることになってしまいます。現行制度では教育委員会は教育長を任命し、問題を感じたら罷免することもできます。そして、教育長が教育委員会の意思に沿って仕事をしているかどうか、教育長を指揮・監督する権限も持っております。ところが、法案によってこうした権限を全て失うこととなります。これは教育委員会の独立性を奪い、国や首長が教育内容に介入をする仕組みをつくり、憲法が保障する教育の自由と自主性を侵害することと考えられます。主役は児童・生徒、子供たちです。子供たちが伸び伸びと学力に励める学校づくりにしていくためには今回の改正法案をどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 地教行法の改正に関連をして、首長と今度の新教育長の関係について、今御質問をいただきました。

去年、私が県の町村会長に就任をして、最初に全国町村会の中の政務調査行政委員会という一つの委員会に配属になったときに、しょっぱなに、今ちょうど中教審で、分科会でこの教育委員会制度の論議が進んでおると、それに対する審議経過に対する意見を述べよということできっそく意見を求められて、こりゃまあ大変だなあということで、いろんな去年からこの問題については審議経過を踏まえてかわらさせていただいてまいりました。その際、やっぱり地元での対応もありますので、教育長とも協議をさせていただきました。

確かに、今の首長のかかわりは、それぞれ教育委員の任命権は首長にある。教育委員会の予算関連は首長が持つておる。しかし、教育そのものについては、教育の政治的な中立性・継続性・安定性、こういったものについては平生町においてはしっかり確保できておると。独立をして首長サイドから、いってみれば独立した執行機関として機能しておるという判断で、あえて我々みたいなこういう規模の町村では、今大きな制度改革を行う必要はないんじゃないかというような話をお互いにした経緯はあります。

ただ現実には、御承知のような議論が展開をされてきまして、何とか執行機関としての機能というのは残されてまいりまして、首長権限が結果的には強化をされたというふうに思っておりますが、教育長の任命ということになれば、逆に任命責任がしっかり、今度は逆に首長に問われるということにもなるわけでありまして、それだけ責任も重いというふうに感じております。

今、お話がありましたように、首長が主催をする総合教育会議、あるいはまた大綱の策定というようなことで、これからそれぞれの首長なり教育長、それぞれの相互の権限、立場、こういうものを尊重しながら互いに協議、調整をしていくということがこれからの基本になろうというふうに思っております。しっかり我々としてもそこら辺の連携は十分とってまいりたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） ただいまの教育委員会の制度の改正についての御質問でございますが、新聞紙上等でいろいろ報道がなされてますから、その中身には触れずに思いをしゃべらせていただきたいと思っております。

それぞれ衆参両院で法案が可決された際に、衆議院では委員会のほうで7項目にわたって附帯決議がありました。参議院においても委員会で10項目にわたって附帯決議、この内容を見ますと新聞紙上では首長の権限が強まる、新教育長の権限も強まる、現場が混乱するんじゃないかというような報道等もございますが、そういったものに歯どめをかけるべく附帯決議がついて回っているというふうに私は認識をしておりますので、今後の教育行政において、首長の責任、

教育長の責任、そういった附帯決議を踏まえた上で、教育行政を展開していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

○議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

○議員（7番 淵上 正博君） ただいまの教育長の答弁ですが、たしか各自治体に、先ほども申し上げましたが、委ねることになっておると、こういうことにはなっております。しかし、教育委員は保護者・子供・教職員、住民の要求をつかんで自治体の教育施設のチェックをして改善をする、これが本来の教育委員会の役目だと思っております。

政治と教育の関係については、政治が一番やるべきことは教育条件の整備だと思います。そして、絶対にやってはならないことは教育内容への介入だと思います。この点について少しお伺いをしたいと思います。

それともう1点、この前、教育新聞が全国の市区町村の教育長に教育委員会の改定のアンケートを実施しております。この同社の調査は、この4月の中旬に市区町村全体の約3分の1にアンケートを送付し、回収率は48.5%となっております。全体的に見て、「改正法案をどのように評価しますか」という質問に答えたものですが、政府の改正法案で教育行政に対する市区町村の権限が「強まると思う」と答えた割合は66.2%、「変わらない」が21.4%となって、権限が強まるということが大きく上回っております。教育委員会の独立性が担保されるかどうかについての質問には「独立性が弱まる可能性がある」が60.2%、「現状と変わらない」が29.3%となっております。

当町はこの調査に参加はどうだったか、また参加されたのであればどういう回答をされたのかをお伺いをいたします。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 最初の、教育委員が住民の意見を反映をするものというお話がございました。確かに今、教育委員5人の構成で教育委員会会議を開いておるわけでございますが、当然、議会の皆様方の御同意をいただいた5人でございます。今のメンバー構成からいえば、小中の校長経験者各1名、そして民間から1名、保護者から1名、私の立場が行政の経験ということで、そういう面ではそれぞれにいろんなところでの御活躍をいただいて、住民意見等については教育委員会会議でも反映をされていると、そういった意見に基づいて教育委員会の事務局等も教育行政の推進に当たってるところで御理解をいただけたらというふうに思っております。

このたびの改正で、当初は教育委員会そのものが首長の附属機関になるのではないかというような懸念もございました。しかし、執行機関として残された以上、政治的な中立性とか、教育の安定性とか、継続性、そういったものは私は担保されたというふうに考えておるところでございますし、これから教育委員の資質等も問われてまいりますけど、それぞれ自治体挙げて、町全体

で、平生町で考えれば平生町全体で、教育行政をチェックしていくというようなことも必要ではないかなというふうに思いますし、新教育長の権限が強化はされますが、やはり教育委員会も新教育長の業務に対するチェック機能を厳しくしていかなければいけないというふうな附帯決議等もございます。ですから新教育長が独走するというのも考えてはおりませんし、首長の権限の強化とはいいいましても、大綱策定に当たって教育委員と協議、調整をしなきゃいけないと、首長と教育委員の5人が1つの会議でもって大綱策定に当たりますけど、調整が効かなかったものについては守る必要はない、義務違反には当たらないという大臣の答弁もございます。ですから、そういったところをしっかりと見きわめて今後教育に当たっていかなければならないというのが思いでございます。

先ほど教育新聞のアンケートの御質問がございました。残念ながら私は抽出漏れをいたしたようでございまして、そのアンケートには答えてはいないんですけど、確かに3分の2の方々各市町村の権限が強まるというふうにご答されたというのは存じ上げておりますが、このことが実際にそうなるのか、あるいは教育委員会の良識が首長の権限に対して歯どめとなるのか、そうはいっても、首長の権限が強まるといっていても、私はそんな割合というのはごく限られた自治体でしかないというふうに思っておりますから、そういったことは心配せずに、これからも粛々とやっていくべきじゃないかなというふうに。

○議長（福田 洋明君） 渚上正博議員。

○議員（7番 渚上 正博君） 先ほどの質問で申し上げましたが、主役は児童・生徒、子供たちです。その子供たちが伸び伸びと学力に励めるように、教育委員会をしっかりと立て直していただくようお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは通告に従って質問させていただきます。

まず、町民への指揮を出す庁舎について2点お伺いいたします。

まず1点目は南海トラフ地震が近い将来起こるかもしれないと言われている今日ですが、東日本大震災のときに地震で津波にのみ込まれた庁舎があり、職員が亡くなり指令が出せなくなるという想像を超える災害が現にありました。そうした中、老朽した本庁は何か災害があったときに指揮を出せなくなるのではないかと危惧されますが、そこで本庁についてですが、本庁はいつ建てられたのでしょうか。その後の大規模な修理は何回ぐらいされたのか、また耐震性についてはどうなっているのでしょうか。

2点目に今後のこの老朽した庁舎をどのようにしていくのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） この本庁舎の耐震性を含めての質問でございます。

この役場、本庁舎につきましては、昭和35年に建設をされておりますので、築後53年が経過をいたしております、御承知のとおり大変劣化が進んでおります。いろいろコンクリートの落下防止対策等がとられておりますけれども、大規模な改修には至っておりませんが、個別の修理については、いろんな自動ドアの設置とか、トイレの改修とか、改善は行ってきております。ただ、耐震性は、今御指摘がありましたように、平成21年度でございますが、第1次診断調査、耐震性を示すI s 値の最小値がX方向が0.18、Y方向が0.45、構造耐震判定指標を大きく下回っております。早急に第2次診断と補強の設計が必要であり、さらには建てかえも視野に入れた耐力度調査が必要という結果になっております。これらを踏まえて、今、庁舎をどうしていくのかということで、御指摘のように防災拠点として第3庁舎、それなりの位置づけをさせていただいておりますけれども、この本庁舎についても、今、昨年から平生町の新庁舎整備、庁内の庁内検討委員会を発足をさせまして、今ここでいろいろ財政問題含めて絡んでまいりますので、検討を開始をしておるといふ状況でございます、これからも引き続いて協議をこれからしていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 今ありましたように、築50年以上たっております。この建物も、現在もたくさんの職員が職務に当たっている現状で、建物もコンクリートが剥がれ落ちそうで、これ以上落ちないようにと網を張っているようですが、とても安全な建物だとは到底思えません。

町内での耐震化は進められておりますが、庁舎に対しては貯蓄、計画性がないとは、事故があったときには町民に対して誰が責任をとるのでしょうか。また、建てかえの予算もないですし、今、今後はそういうふうに、昨年立てられましたと言われましたけど、早急に取組まないと、それは事故はいつどこで起こるかわかりませんので、早急に今後取組んでいただきたいと思っております。予算組みはこれからと言われますけど、今までそれをなかったということはなぜ手をつけてこられなかったのか、お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 耐震の診断等を踏まえて対応していこうということで、結果を踏まえながら庁舎の中でも検討させていただいておりますので、具体的な庁舎に対する将来展望、こういうのも、今お話がありましたように、検討委員会の中で検討させていただいておりますのが現状です。よろしくお願いたします。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 予算が一番問題になってくると思いますけど、早急にいろいろ

る総合的に予算の使い方を研究していただきたいと思います。

それでは次の質問ですが、町民の命を守る防災についてですが、防災マップは各家庭へ配布されていますが、その避難場所に行く道路の整備、そして河川の整備管理等がそれぞれでき、確認されているのでしょうか。

先日、地震速報の訓練放送もされましたが、放送した後、聞こえるところと聞こえないところがあったようですが、それについて確認はされましたでしょうか。確認されたのなら聞こえなかったところの対処法はどのようにされるのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後1時からといたします。

午前11時57分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。本日の会議録署名議員である柳井靖雄議員が午後から欠席されましたので、本日の議事日程に会議録署名議員の追加指名を追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、本日の議事日程に日程第15を追加いたします。

---

#### 日程第15. 会議録署名議員の追加指名

○議長（福田 洋明君） 日程第15、会議録署名議員の追加指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、平岡正一議員を指名いたします。

---

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） それでは、岩本議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

避難道路の件でございますが、まず、避難所については、御承知のように、公民館とかコミュニティ施設等々、公共施設を町のほうで指定をさせていただいておりますけれども、避難道路については、これまで具体的にこの位置づけをして、この道路でという、またそれに向けての整備というのは具体的にはしておりません。いろんな自主防災なりなんりの訓練のときも避難をするときは、必ず避難所までの避難ルートというのは、それぞれ皆さんが選択をしていただくわけ

ですが、途中でいろんな訓練中に危険箇所はないかとか、家族で何かあったときは必ずどこどこへ避難しましょうと、こういう避難のルート等については皆さんでよく話し合いを日ごろからしておいてくださいよということで、ここを通過して、この道路で行くと、ここについてはそのために整備をすとかいう形では、避難のルートについては、そこまでは町のほうは今指定はしていません。したがって、いろんな防災訓練のときにその体験をしてもらって、何分ぐらいでそこへ行けるとか、途中ここは気をつけないかとか、そういう体験の避難訓練を通じてしていただいているというのが現状であります。

地震速報の関係で、この前も全国瞬時警報システム、J—ALERTでの防災行政無線による放送、防災メールによるメール配信と、こういう実験が行われたところでございます。

防災行政無線につきましては、毎月1日に朝7時から、柳井の広域消防のほうから放送を流していただいております。ここはちょっと聞こえが悪いとか、一応点検をそれぞれしながら、そういう報告もいただきながら、状況については今町のほうも把握をしながらやっております。

今ちょうど今年、言いましたように、防災行政無線につきましてはデジタル化に向けて今取り組みを進めておまして、今年度10基やります。来年度でほぼ大体全体町内は終わりますけれども、そういった聞きづらいとか、いろんなそういう声を踏まえて、それらに対する対応というのをしっかりしていきたいなというふうに思っておりますので、この取り組みの中で、そうした問題については対応していきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） 聞こえないところとか、風の向きによってはまた聞こえたり聞こえなかったりもするのでしょうか、できれば近く近くに、数が要るかもしれませんが、皆さんに行き届くように設備されたらと思います。

また、平生町の防災計画は立派にできております。しかし、各家庭に防災マップを配っただけで安心してはいけないと思います。

今年の3月に県では巨大地震の被害想定調査結果を出していますが、その中に、早期避難率を向上させれば死者数は軽減されるということですが、災害はいつ起こるかわかりません。住民への周知や防災対策へ積極的な取り組み、一人一人の周知の働きが必要です。町内には危険箇所等もたくさんありますので、それらの補強を少しずつでも進めていき、安心安全な町であるためにも、もう少し身近に感じるような防災の点ではどうお考えでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 総務課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） 今ありました身近な防災の点といたしますか、いろんな方々に周知をしながら進めてもらいたいという話です。

今までもあらゆるチャンネルを通じて、例えばお知らせ版であったり、チラシを配ったりということでお知らせもしております。今後におきましても、例えばマップなんかができたら、それと一緒に説明文も加えて配ったり、丁寧な説明をするように心がけていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

○議員（12番 岩本ひろ子さん） できましたら、そういうふうに関一人一人に行き届くような総合的な防災対策の充実、強化を図ることをお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

.....

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

私は、今回の定例会に2つのテーマを質問するように準備をしました。町の人口問題と治山対策です。これらの問題は、今すぐどうだとか、いろいろな障害が起きるといふのじゃなくて、長い将来を考えたら大変な事態になるのではないかという2つのテーマです。

まず、人口問題についてですが、先ほど細田議員の一般質問でかなり質疑がされましたから、それはそれとして、できるだけ省かないような、重ならないような質問にしたいと思っております。

それで、3月の定例会で急激な人口減少の住民基本台帳上の数字を申し上げまして、大変なことですよというお話をしました。それ以降ずっとこの数値の表を持っておるわけですが、若干3月から落ち着いた状況ですが、減少傾向には変わりません。半年で150人も減るといふような状況はなくなってきておるようです。でも、いずれにせよ、この3年間で400人近く減ってきておりますし、年間100人、100人生まれて、200人お亡くなりになるという、いわゆる出生数で、いわば社会動態を除いたら、そんな感じで推移をしてきておると思うのですが。

この人口問題というものは、町の将来に大変大事な問題でして、ですから、総合計画をつくるときにはまず人口を算出をすると、想定人口をつくると、それから始めます。それで、結局、町の元気だとかいろんな、何をやるにしても将来の人口予想はどうなるかから始まるわけですが、第一次総合計画からずっとその様子を調べてみました。

第一次総合計画は、昭和56年につくっております、そのときは、平成2年ですから10年後の人口を1万6,000に定めております。実際、結果的には1万4,200人程度に第一次総合計画の終わりにはなっております。第二次総合計画では1万7,000を目指しております。当時は1万4,000でしたけど、1万7,000と。結果的に1万約4,000人程度でまたここもいっております。第三次総合計画は1万5,000人を目指しております。結果的には1万

3,000人です。そうして、今回は1万3,500人を目指しております。今年の3月末現在で、基本台帳で言えば1万2,800人ぐらいですかね。

一つの特徴として、第四次総合計画の人口推計の特徴なのですが、いわゆる総合計画をつくる際には人口推計をいろんな推計方法を用いて、町の現況からいろんな統計の手法を用いて10年後の予測をするという、ちょっと先ほど町長の答弁にありましたコーホートなんかもその一つですが、いろんな統計を使って想定をして、ある程度その人数を定めるということになっております。

第一次総合計画で1万6,000人を想定をしておりますが、統計上、大体1万5,000の後半の数字が統計上出ているんですよ。それで1万6,000に設定をしていると思うんです。第二次総合計画でも、1万7,000にしておりますが、若干この初めの10年間は人口増加傾向がございましたから、ここでもやっぱり1万6,000人前後の統計の結果が出て、それを根拠に1万7,000という数字をつくっております。第三次総合計画は、統計上は1万4,400人程度の予測が10年後で出ておまして、1万5,000人を目指しております。

ところが、第四次総合計画はこれまでとは全然違うんですよ。統計上の数字は、1万2,200人程度を統計上予測は出たんですよ。それでも、無理をして減すわけにはいかないので1万3,500人。私どもも、これは一応認めてきましたから、これに苦情を言うわけじゃないですけど。したがって、よっぽど人口対策をやらない限りは、この総合計画自身が根底が緩んでくるといふ計画だったと思うんです。

それで、そこでちょっと私は、今度は総合計画をまた見直してみたんですが、したがって、そういう観点に立っておりましたから、基本政策の1、2、こういうところはちゃんと安心して出産や子育てができるとか、子供の笑顔が輝くとかいうテーマで基本政策を掲げておまして、11まであるわけですが、この予想どおりに急速に統計指標のとおり人口が減ってきておるんですよ。じゃあ、この間どういう取り組みをされてきたのかと、現在の状況をどのように判断をされているのかという気持ちになってくるんです。

町長、午前中の村中議員の質問に対して、これからも引き続いて協働のまちづくり等、やり残した課題があるし、休むわけにはいかないということで、引き続いてやる意思表示をされました。それはそれで一つの見解を述べられたことですが、私が前から申し込んでいる、若干、総合計画の中でも、第10の協働のまちづくりという基本政策は、ここに政策が重点化し過ぎているんじゃないかという気がするんですよ。協働のまちづくり自身が、いろいろな若干の議員も含めて、だめだとは言いませんけど、進捗ぐあい、全国各地の状況を見て全面的に支援できるものかどうかというのは、私は疑問を持っているというのは、今までも申し上げてきましたが、ここにちょっと特化し過ぎているのがあるんじゃないかという気もしまして、それでこの基本計画のことを

ちょっと今度は人口問題から考えてみたんです。

結局、やっぱり人口、二に人口という町の一つの重点課題があるなら、やっぱりここは、ましては無理してつくった第四次総合計画です、推計よりは。今までは大体推計ぐらいを言ってきたんですが。それで、そういう状況の中で町の政策をどうしていくかという点で若干思うんです。協働のまちづくりも、私はそれでいいと思うのですが、どうしてもそれは地域をよくしよう、住みやすい地域をつくっていかうということからすれば、やっぱり人口をふやそうという大きなテーマなどはどうしても、結果としてはふえる政策もあるかもしれんけど、行政の大方針としては出てきにくいテーマじゃないかと思うんです。

そうすると、やっぱり行政のトップの指導、これが一番問われてくるとと思いますが、人口の現状をどのように判断されて、政策の重点化のことをどのように考えておられるのか。また、人口対策としてどのような政策をとってきたかということだけ、まず質問したいと思います。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 人口問題について、今それぞれの総合計画を引き合いに出しながら、その時々の推計と実際の人口の推移について御質問がございました。

現状につきましては、大変やっぱりこの目標の定住人口を確保していくというのは大変厳しい状況にあるという認識は我々も持っております。したがって、今町内の動向をちょっと御指摘をいただいておりますが、我々ももっとこれ分析をしてみなきゃいけないんですが、この二、三年の中で、特に去年、平成25年度がとりわけ164名の減少ということで、それまでは20人とか2桁台で大体推移しておるんですが、平成25年は特に人口減が出てきておると。いろんな工場閉鎖等があったその影響なのかなというようなことも思ったり、いろいろもう少し分析をしてみなければいけないと思っておりますが、町としても大変厳しく受けとめておりますし、定住促進に向けての対応と、これはもう午前中も申し上げましたけれども、やっぱり一つは少子化対策、そしてまた、もちろん高齢者等の対策も含めてそうですが、少子高齢化の対策、雇用の対策、それからいろいろ住宅面での対策等々、我々としても、おっしゃたように、すぐ直ちに結果があらわれるものではありませんから、十分中長期的な視点に立った対応というのが今求められているというふうに思っております。

午前中も申し上げましたように、しっかりこういったやる気のある人たちが本当に帰ってきて業を起こしてくれるとか、そういう面ではしっかり対応策をこれからもとっていきたいというふうに考えておりますし、いけんいけんと言って嘆いているばかりじゃ何もできませんので、やれることはとにかくしっかりやっていかうというのが、基本的に今我々の思っていることでございます。若者定住対策を中心にした今後の対応についても、引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） そこで私、2つのことを提案したいと思うんです。一つは、今ちょっと触れられましたように、毎月のやっぱ動向をちゃんと中身を分析してみる。社会動態、人口動態を含めて、転出されたのか、亡くなられたのか、転入されたのか、生まれたのか、いろいろあると思うんですよ。これもちゃんとやっぱ分析していく必要が、それをしっかりどこかで、例えば総合政策なら総合政策でいいですから、毎月の傾向をしっかりとつかんでいって、1年とか2年単位でやっぱ分析をしていく、そうして対策の原案をつくっていく、この努力がまず要ると思うんですよ。

それと、もう一つは、言いましたように、やっぱ本気でやろうと思うたら、やっぱ何かの対策は要るわけですけど、いわゆる中堅幹部から若い職員を中心に、そうした対策チームといいますか、ちょっと研究チームといいますか、こういうのを庁内の中につくられて、そうすると、やっぱいろいろピントは、それはいろいろあるでしょうけど、そういった独自のやっぱ対応、行政組織としてのチームをつくって研究をされる。そして、今言いましたように、数値の動向もつかむ、そういったやっぱ本気で取り組む仕方を示していくという機運を盛り上げてはどうかと思うんですかね。この2点についてどのようにお考えですか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 第1点目の人口動態の分析につきましては、これは本当に大事なことで、しっかり我々も引き続きやっていきたいと。やっぱどこに原因があるのか、単発的なもので終わるのか、中長期的な課題があるのか、この辺をしっかりと見きわめていくためにも、注意をしながらこの辺の分析をしていきたいと。

そのこととあわせて、今ありましたように、人口問題対策、定住対策、この辺を一つの大きな課題として、今から第四次の総合計画の後期の計画づくりに入っていきますので、その中で、きょうも言いました、できるだけ、大変厳しい状況ですが、このカーブを緩やかにしていくための対策、どういうものが考えられるのかということで、その過程の中で、今御指摘をいただいたように、プロジェクトなり研究チームなり、しっかり持って検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 最初に申しましたように、第四次総合計画というのは、今までの計画とは大分人口推計で結果が違うんですよね。今までは、そうはいつでも、現状よりふえるという、三次までは、その統計結果が出ちよるんですよ。第四次のときには、現状で減るという統計結果が出た上での総合計画なんです。そういう点からも、ちょっと今すぐ返事はいいでしょうけど、行政のしっかり中心に据えた対策をつくっていただきたいと思ひまして要望しておきま

す。

次に移ります。次は、治山対策といって大きなテーマですけど、実際には竹の繁茂対策です。

ちょうど平生町の地形からすれば、町の山の状況は全部下から見えるんですよ。平らで、あっちに行って、向こうに尾根があって、また向こうのほうへ、大体こっち側から見れば山の状況が見えると。そうすると、山の割合が、竹林の割合がどの程度変わってきちよるとというのが大体今までの記憶からいえば見えるんですよ。とうとう尾根まで上がってきて、かなりの面積を占める状況になってきてる。

それで、こんな状況で、御存じのように、県は森林税というのを取っております。平成17年にこの制度が始まりまして、今年で10年目になるんですか。それで、いわゆる自然が、山が荒れてくると、すると、これじゃあ困るから、どうかして現状を改善をしていこうと。そのために財源が要るから、1人500円。企業からもいろいろ資本割、均割で取りますよということで取ってまいりまして、平生町で大体年間、調べてみましたら、380万円から390万円程度を県に納めております。これまで9年間で約3,400万円から3,500万円ぐらいの金額になっておるんじゃないかと思うんですよ。

それに見合う事業をやったかという質問には回らないんですよ、残念ながら。そうじゃなくて、結局、その中の事業に公益森林整備事業、山が荒れるから、ちゃんとした森に戻しましょうよというのが一つの大きな事業としてあるんです。それで、もう一つが、竹繁茂防止緊急対策事業と、こういうのがあるんですよ。

この竹繁茂の防止対策事業には、伐採をする、あと3年間これは続けてまた再生竹林も除去するという事業に、中身になっておるわけですが。この事業をどの程度やれるかなと思って、ずっといろいろ調べてみました。伐採をする。あと面倒を見る。大変な労力もかかりますし、お金もかかります。全部伐採するのに大体1ヘクタールが百二、三十万円ぐらいの今まで予算を組んで、県がやっておられる予算を見ますと、それぐらいかかっておるようです。それで、後また何年か竹を撲滅していかにやいけんわけですが、この事業に対する今の取り組み状況をまずお伺いしてみたいと思うんですよ。

どうしてかという、やっぱり竹、昭和50年代の初めごろですが、いわゆる日本が公害列島と言われたころに、山の松が全部松くい虫で枯れるという時期がございまして、昭和50年代の初めに、松が立ち枯れをして、直根に大雨が降ったら水が流れて土砂災害が起きるとというのが大変全国各地でも、平生町でも随分起こりました。結局、森林が荒れると、山が荒れると災害につながるんです。竹の場合の特殊性として、竹は、時々しか見ませんが、ある一定地域が一斉に枯れるという竹の、花が咲いて枯れるという特性があるんです。もし、それが起きれば、やっぱ雨が降ったら大変なやっぱ災害につながってくる。

ですから、先ほど言いましたように、長い目で見てやっていかんとしようがない。また、地権者が多いから大変難しい事業でもあるんです。こういった事業はよくわかりますから、その現状をちょっと報告していただきたいと思うんです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） あと詳細につきましてありましたら、経済課長が待っておりますから答弁をさせたいと思いますが、私のほうから概略について答弁をさせていただきます。

本町の森林の状況ですが、今県の統計要覧によりますと、1,404ヘクタールと。和木町に次いで面積は少ないんでありますが、竹林は90ヘクタールということで、総面積は少ないが竹林面積が非常に率として高い。竹の繁茂率は県の平均を上回っております。

特に、昭和60年代から平成にかけて、急にこの竹が繁茂しておりまして、竹林が繁茂しまして、一時はタケノコの生産をやろうということで取り組みが行われた経緯もありますけれども、その後、御承知のとおりで、木材価格は低迷、森林の所有者の高齢化、不在地主が進むというようなこと、あるいはまた森林組合も統合されまして、なかなか放任の森林がかなりふえてきておるといって、この竹繁茂の対策は大変大事な課題となっております。

数年前に、この竹を活用してバイオマスを含めて何とか活用できないかということで、研究会を持ってやったことがあるんでありますが、なかなかやっぱり竹を切って刈り出して運搬するのが、すぐ、結局、道路がすぐへりにあればいいんですが、山の中ですから、これをまた出すのが大変だといふので、一つの取り組みとして、これを事業として取り組んでいくというのはなかなか困難性があるということで、少しこの話は中座をしたことがあるんですが、何とかしなきゃいけないということで、いろいろ取り組み、考え方等も皆さんにお訴えをしながら今日まで来ておるといふ状況です。

いろんな先ほど御指摘のありました公益森林整備事業、あるいはこの竹繁茂の防止緊急対策事業、これらが今、この森林税によって今実施をされておるといふことで、今県のこの財源が約4億1,000万円、県全体であります。これらを使って、こうした事業が今行われておると。これも、今御指摘がありましたように、平成17年度からスタートいたしてございまして、今年度がちょうど10年目と、2期目になるわけですが、10年目という段階で一定の区切りということで、県も再度これを継続していくかどうかということ、今検討が行われているというふう聞いております。

したがって、これを活用した事業についても、これから県の動向も踏まえながら、我々として考えていかなければいけないと思っておりますが、御指摘のように、全伐、全体を刈って、あと次の年からも再生林の除去ということで、またこれが二、三年続くというようなことになりまして、したがって、今年度でこの全伐のほうはなくなりますから、あと残りが再生林の除去とい

うことになってまいります。

確かに、こういうことで、今、町としてもいろいろ、主に2カ所が中心ですが、大野と宇佐木が中心でこの事業を活用して取り組んでおりますけれども、これはなかなか、条件がついておりまして、この竹繁茂防止緊急対策事業については9年間の転用禁止、その後の維持管理等が自己管理、経費の負担等々はその地権者がやらなきゃいけないということで、地権者の方々の同意を得ることが大変難しいと。要望はあるんだけど、その地域がなかなか全体がまとまらないで事業に至らないケースもあるというふうに聞いております。やっぱりこれもまた地域のある意味ではまとめ役が必要なのかなというふうにも思っておりますけれども。

こういった現状は、何も平生町だけではありませんので、今回のこうした一つの区切りに当たって、県のほうにおいてもしっかりこの辺の検討が行われていくというふうに思っておりますので、こういう状況を踏まえて、今後の対応をまた協議をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 事業がもうすぐ、5年延ばしたと、最終年度になって、後またどうなるかって、多分、私は、延びていくじゃない、延ばしていかないと、この事業をやめたら治山対策は大変なことになると思うんです。それで、事業はぜひ続けてほしいと思うんですが。

なら、何が平生町でうまくいかないで、どういうぐあいに改善したらうまくいくんだろうかという、今までの実績の中で所管では考えがあると思いますが、もしそれがあつたら、それを聞かせてくれませんか。そして、その後の取り組みを。私ども議会としても、これは放っておける問題じゃないんですよ。人口問題もそうですが、これはよその山だからというんで放ちよつたら、もう治山対策上やっぱり大変な事態になるんです。ちょっとそれを聞かせてくれませんか。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 経済課長から答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 岩見経済課長。

○経済課長兼農業委員会事務局長（岩見 求嗣君） 先ほど議員さんからの御質問がございました、この事業のまず状況につきまして御報告をさせていただきます。

公益森林整備事業でございますが、県におかれましては、2億円弱、全体が約4億1,000万円の県民税が入ってまいります。そのうちの5割弱・5割弱ということで、竹繁茂と公益森林、それぐらいの割合で県は使用しております。そして、先ほど申されましたように、平成17年度に始まりまして、本年度が最終年度となっております。

まず、公益森林整備事業でございますが、平生町では平成25年度、これはまだ見込み値に、県が発表しておりませんので、見込み値が入っておりますが、約2.2ヘクタール実施をして

おります。町内5カ所。それから、事業費につきましては、平生町におきましては117万3,550円となっております。

先ほど御指摘のありました竹繁茂防止緊急対策事業、町長が申しましたとおり、全伐と再生竹の除去と2つの事業に分かれております。全伐につきましては、本町では、先ほど箇所を申されたとおり、大野地区それから宇佐木地区ということになっております。

まず、全伐につきましては、12.5ヘクタールを実施しております。事業費につきましては、平成17年から平成24年にかけて1,427万6,850円程度と聞いております。

それから、再生竹の除去でございますが、平生町におきましては32.74ヘクタールを平成17年度から24年度までの間にやっております。それから、事業費でございますが、919万3,997円。実はこの竹繁茂防止事業につきましては、平生町、そして上関町、それから田布施町で県が一括で入札をしておる関係で、この中には田布施町のが含まれております。すなわち、再生竹の除去または全伐につきましては、多少かもわかりませんが入っております。なお、本年度は田布施町におきまして実施がなされておるようでございます。

したがって、全体的には2,464万4,397円が県が示した数字ということになっております。ただし、これはあくまでも県から正しいというか、小さな数字をいただいたわけではございませんので、多少なり違いがあるかもわかりませんが、約2,460万円程度がこの事業で使用した数字ではなかろうかと思っております。

そして、最後に、どうなるかということでございますが、何分にもこの竹林の持ち主は、民有林でございます、この民有林に対しまして持ち主さん方にこの事業とか、さまざまなもろもろを、平生町がやっております事業、そして町土の保全につきましてPR、啓発をしていく必要があるかというふうに考えております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 三千四、五百万円ぐらいの森林税を払っておりますが、平生町は2,500万円ぐらいの事業が実施されておるといふ報告でしたが、まだ事態としては深刻にどんどんなっております。

それで、空き家対策と同じで、やはり私有財産という一つの大きなネックがありますが、この場合は、県として9年間こういう事業をやってきて、いろんな知恵を使って同意を得て、その地域をやれという点じゃあ若干のノウハウはできてきておると思うんですよ。ですから、空き家を持っておられる方にいろんな通知をすると同じように、いわゆる竹林の所有者に対しても、こういう事業があるからやってくれませんか、そうやってやっぱり周知をするということは、今どの程度取り組まれておるかはわかりませんが、自発的に地域から上がってきたら上に上げていこうということからもう一步踏み込んで、やっぱり竹林の状況、どうしてもこれは防いでいかな

いと重大な災害につながるおそれがございますから、実際に経験もしてきましたから、そういった細かなやっぱ政策を進めていく必要があるんじゃないかと思うんです。そういう点の努力をこれから求めていきたいと思っておりますので、これで要望で終わりたいと思っております。

○議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） それでは、今まで午前中、皆さんはいろいろ質問をされましたけど、テーマは違っても中身が僕と一緒に、「協働で未来を拓くまちづくり」だと思っておりますので、まだ松本議員が最後おりますけど、僕は役不足かわかりませんが、最後のこういう内容の質問ということで、町長、よろしく願いいたします。

一つのテーマとして、平成26年度予算編成テーマについて、私なりにちょっと疑問点がありましたので、お聞きいたします。

「1. 協働で未来を拓くまちづくりの実践テーマについて」というあれで、予算項目いろいろ事務事業があります。そして、一応その中で、参加と協働、住みよさが実感できる、子供たちの未来を育む、地域資源を生かした、健全な財政で未来を拓くまちづくりとして、5つのまちづくりポイントをしながら、そういう予算編成、実践テーマをされています。

そのうちの予算の152件のうち、継続が127件、約84%。新規が25件の16%ですが、実践テーマ全てが、私なりに、町長はどういう考えかわかりませんが、私なりに考えると、単純に行政を維持するための通常の予算としか私は感じられません。極端に言うと、平生町独自の予算があるのか。また、これで「協働で未来を拓くまちづくり」の予算になるのか。私は疑問を感じています。単純に実践テーマにしないと、ごく当たり前の、現状維持するための当たり前の予算も計上できないのか。これでは平生町も進歩も前進もなく、ただ本当、現状維持をそのまま進んでいって、だんだん我が町も寂れていくと思っておりますので、この私の疑問に対して、町長も今後また行政を担うということを言われましたので、前向きな御意見をよろしくお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 予算編成の関係で、編成方針において、それぞれ実践テーマに基づいてそれぞれの施策を割り振っております。152件の事務事業のうち、127件が継続というお話でございますが。新規であれ、継続であれ、これは当然その施策の優先順位、重要性等々を鑑みて、その必要性の高いものから予算化をしておると。本町にとっても必要不可欠な予算もこの中に入っております。したがって、これらを実施をしていくことが実践テーマに即した形でのまちづくりに沿っていく予算という形で受けとめております。引き続き、こうした実践テーマを上げて、そこに合わせていくのがいいのかどうか、これはこれでまた検討課題だというふうに思いま

すけれども、今それはそれぞれの施策の中身について、その優先度、重要度に応じて予算を配分をさせていただいておるといふふうに御理解をお願いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） 今、町長言われましたように、単純にこの計画に加算する事業で一応こういう4つほど書いてありますよね。事業費が計画期間中の単年度で500万円以上となる大規模事業の各種施設らの新設や新築、改修の投資的な事業並びに特徴的なまたは重要と考えるソフト事業。そして、もう一つとして、平生町独自の個性のある特徴的な事務事業、ソフト事業を含むで継続するものと一応ありますよね。ここに大きく平生町独自の個性があると、それが単純に今言われる実践テーマで、町長が言われる平生町独自のあれかと。僕は、それをただ疑問に感じるんですよ。

それで、単純にこれらを考慮して、テーマの事務事業が、継続が127件、新規が25件、ありましたよね。単純に全てこれを計画に加算した事業の判断基準を今言うたあれがクリアしているのか。

そしてまた、住みよさを実感できるまちづくり、安全安心、福祉環境と子供たちの未来を育むまちづくり、子育て、教育とありますが、単純に安全安心、環境、子育て、この言葉が、平生小学校の入り口の前の歩道橋を見て町長はどういう考えがあるのか。私自身も、これは何人かの町民から一応言われたんですよ。「久保さん、あんたは孫がおらんから、あれを見て何も気づかんやろう。」と。そう言われて、私自身も初めてその歩道橋を見に行きました。それで、見に行くと、これが今、未来を育む事務事業の中に入っていれば、いや、これは計画に入っているから、そのうちにきれいになりますよと単純に僕は答えられるんじゃないけど、こういうこともその事務事業には入っていない。

そして、単純に今言われたように、先ほど述べたように、継続、継続というか、当たり前のことをやっておるのかなと。だから、こういうのをやっぱり見て、行政の皆さんがどう思うか。本当、実際、僕はこれは何ももう答えられません、はっきり言って。そして、見た感じで、町長も見たらわかります。本当さびだらけ、この歩道橋は。そして、安全柵のプラスチック板か、あれはもう穴だらけ、それとブロックが落下しないように全部網を張りめぐらされています。そして、横断歩道の上を歩いてみたら草が生えています。そういう状況ですよ。だから、単純に僕が言いたいのは、そういうふうに網をかけたり危険防止をした時点で、何で事務事業にならないかということですよ。

だから、極端に言ったら、目の前に、もう本当に平生小学校という小学校の中でも一番メインの大きな学校ですよ、はっきり言うて。それで、誰でもあそこに行くんですよ。それがああいう状況なんですよ。それで未来を拓く、本当安心安全のまちづくりかと。単純にやっぱり子供を迎

えに行ったりする町民、いろんな方、これはようになった、やはり町長は平生町の行く末を考えておるなど。そういう考えが目に見えてこんのです、はっきり言うて。だから、そういうのを何で危険な場所、危険な子供たちが目の前におる。そういうのを改善や、そういうのを事務事業に上げないかと。それが僕は疑問もこれも持つんですよ。やはり町民に見えるように、そういうテーマを上げておるなら、実感できるようなことを1つでもやってもらいたいわけ。

だから、今5つテーマを上げておりますけど、それぞれ1つでもいいから町独自のそういうテーマを俺は上げられんかと。単純にトイレ改修がどうじゃこうじゃと、それは本当、維持管理の当たり前のことや。だから、そういうふうに町独自に、平生町しかやっていない、平生町しか、将来のまちづくりのためにやっている、という独自の予算が1つでもあるかと私自身は疑問を感じるわけ。

だから、そういうのがない限りは、どんどん平生町の、町長が掲げてる、未来を育むまちづくりと言われてはいますが、これ町長が何期やってもこれは前進しませんよ、はっきり言うて。だから、そういう考えがあるかないか。そして、そういうふうに町独自のものがあるのか。そして、そういうふうに地域を見て回って、こういう危険やから、これは金がかかるから、今から計画を立ててやろうかと。そういう考えがあるかないか、町長ちょっとお考えを聞かせてください。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 小学校前の歩道橋の件を、今例に引きながら、この事業に入っておらんじゃないかというふうな御指摘でございます。

それぞれ各所管の中で事務事業、特に緊急性の高いものということで判断をして今取り組んでおりますけれども、ここの歩道橋については確かに、御指摘のように、かなりこれも老朽化しておりますし、我々も月に1回はあそこの前で立っておりますから、歩道橋は下からばかり見ておまして、なかなか、結局、私も見ながら、随分さびが出てきておるなという感じは持っております。

したがって、これについては、これは学校との関係もありますから、十分協議をしながらこの対応を考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、こうした皆さんからのいろんな御指摘等も踏まえながら、今までいろんな事業に取り組まさせていただいておりますし、ソフト、ハード、両方の面から町独自の施策もこの中には当然入っております。そういった事業も踏まえて、全体としての平生町予算がつくられておるということで御承知をお願いをしたいというふうに思っております。御指摘の点につきましては、十分検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） それで、単純に今言われたように、歩道橋は危険じゃないじゃな

しに、やっぱり危険ということで、単純に本当、先ほど言うたように、網をやった時点でやっぱり考えるべきですね、はっきり言って。危ないから網を張るんだから。危のうなかつたら網を取っ払うていいわけやから。だから、ああいう応急措置した時点で今後の施策を考えるのが行政のあれだと思います。

ということで、一応、実践テーマでいろいろ事務事業やいろいろありますよね。それで、一応、今町長が言われる、継続していろいろやっていますけど、その継続でも毎年度検証されていますと常にいつも言われます。その極端に言ったら、検証の進行ぐあいや成果、反省、それをやりながら毎年度予算に生かされておるとことを常に言われていますので、そういうその中身を僕らが聞きに行ったら、行政の課長さんからも素直にずっとそういう検証の結果ちゅうのが得られるんですね、はっきり言って。それをやっているということやから、この継続予算で、この前こういうあれをやったけど、結果はどうやったんかと。いや、こうこうですよ。これはこういうやったから、こういう予算ができて、事務事業をやって、町のためにこうなっていますよと。そういう報告は常にもうできるわけですね。だから、またその事務事業のそういう検証をやったことが常に生かされておると、そういう考えでいいですかね。それやったら、その都度、時々、町長以下、行政さんに聞きにいきますので、だからちょっと一言お願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） この事務事業等につきましては、申し上げておりますように、予算との関係で取り上げられておまして、予算の編成段階から、まずはそれぞれ各課から要望してもらいます。どういう事業、こちらから言う場合もありますけれども、それらを具体的に、事業については、その効果、そしてまた検討課題等々を洗い出しをしながら、じゃあ、これで、今年度はこの額でいきましょうと、こういう査定作業を続けて、年末から年明けにかけて予算の査定を行っていきます。これは副町長、そして町長査定とダブルチェックをするように今しておりますけれども、各課ともそれに備えたしっかりした要望の根拠を示してもらうようにしております。それらの中身については、我々がチェックをしながら次年度に生かしていくということですから、今御指摘のように、いろいろこれほどねえなっちょるかというて聞かれたら、ちょっと答えができるのが、これは当然だというふうに思いますので、また御質問があれば聞いていただければ、きちんと各課で答弁できるというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） わかりました。よろしくお願いします。

それでは、ちょっと次に移らせていただきます。平生町協働推進プランについて、その中で地域づくりの懇談会について、私もこの懇談会にずっと参加してみましたが、そして私自身に今、ただ疑問を感じていることを、最初、町長がどういう考えかちょっとお聞きしたいと思います。

平生町協働推進プランの説明が4地区、佐賀、堅ヶ浜、まち・むら、曾根でありましたが、既に宇佐木、大野では一步先に進んでいます。住民自治組織づくりとして各公民館、地域単位でコミュニティ協議会の設立を交付金を交付して支援しようとしているが、ただ、私いつも言うように、机の上だけの考えで、そのことがひとり歩きしているのではと、時期尚早ではないかと私は思っています。町民はまだ理解もしていないのに、交付金を交付するから設立をでなく、町長部局と教育委員会が本音で話し合い、きちんと決まり、条例をつくってから進めることだと思いますが、見切り発車しても何も得ることはないと思います。今の考え、やり方では、各公民館で生涯学習を活動している人たちが町外に活動の場を求めていくと思いますが。

それと、ちょっとこれもあれですけど、定期便なんですけど、ちょっと町民からの手紙を読まさせていただきます。地域づくり懇談会に参加しての感想。昨日、平生町役場で開催された懇談会の参加は、名簿に記載されていない一町民として出席しました。独断で役場が推進する協働のまちづくりです。コミュニティ協議会も、公民館単位とする地域で住民、自治会、各種組織及びその団体らによって構成され、自主財源を有し、地域活性化のための活動を行う組織であること。平生町内の公民館は存在場所が決まり、その周辺の自治会も限られているので、住民に任せず町役場が組織構成するとよいです。地域づくり計画を策定されていることとありますが、住民がこんな難しい計画を策定することができるのでしょうか。もっと当たり前の計画が必要だと思います。人口の減少、少子化、高齢化、解決策の具体的に欠けるのではないかと、こういう手紙が来ました。

そういうことで、これらについて町長と教育長の率直な意見をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 協働のまちづくりについてでございます。

午前中からもお話をさせていただいておりますように、もうこの取り組みについては、かなり早くから皆さんにも、広報等を通じていろいろな周知をさせていただいて今日まで来ておりますし、平成24年度に条例の制定、昨年度はこの推進プランの策定というようなことで、町の従来のパターンからすれば、むしろ手順を踏みながら、少し時間を十分かけながら、各地区においてもいろんな会議を重ねていただいて、この組織づくりに向けての協議を重ねていただいております。

そういった意味では、机上の空論ということではなしに、十分手順を踏まえながら、現実を踏まえて皆さんとの協議を通じて、今それぞれの地域の課題をそれぞれ出し合っていて、その解決に向けての計画づくりということもお願いをさせていただいているわけでありまして。

したがって、今回のこうしたまちづくりのこの組織につきましても、いわゆる推進組織のコミ

コミュニティ協議会、公民館単位で対応するというごさいます、これらについては町長あるいは町長部局、教育委員会、昨年来ずっと市内での協議も重ねてまいりまして、公民館のあり方等についてもいろいろ協議をささせていただきます。

当然、生涯学習の団体が利用されておる今の公民館、コミュニティ、そして今回のこうしたコミュニティ協議会と、公民館単位の協議会それぞれが活動していけるように、組織内の各団体が共存共栄していけるような施設の利用を図っていこうということで、若干認識が違ったケースがあったように聞いておりますが、十分その点については周知徹底を図っていきたくと。それぞれ団体が今活動されているわけですから、それはそれとして尊重しながら、新しい、これは一つの地域課題を解決していく組織として、今このコミュニティ協議会を設立をしようということでございすから、利用されているそれぞれの団体は、従来どおり活用していただき、公民館を大いに利用していただければというふうに思っております。そういう形で我々としてもこれからも進めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午後2時15分からといたします。

午後2時00分休憩

.....

午後2時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 生涯学習にかかわる御質問でございす、公民館を単位として協働のまちづくり条例の制定からこちら地域づくりを進めていこうという現状にある中で、生涯学習そのものが、議員さんおっしゃるように片隅に追いやられるというわけじゃありませんけど、利用団体にそういった弊害といひますか、そういったものがあるとは私どもも思っておりませんし、これまで推進してきた教育委員会の立場としては、さらに生涯学習を進めて、まちづくりを進めていく。もう一つの地域づくりとお互いに相乗効果が生まれることが理想であろうというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） 一応、町長も教育長も当たり前の答えをされますけど、私またちよつと、3点ほどちよつとまたお聞きいたします。

今、地域づくりの懇談会で、平生町元気づくり交付金というので一応話をされました。この交付金が、平成17年から20年まで4年間で地域の力発揮事業の交付金と目的は一緒なのか。単純に目的が一緒やったら、この4年間の事業終了後、きちんと検証されて、今度の事業にその成果や反省がちゃんと入っているのか。それとも、これは1回失敗したけど、最終的には平生町協

働推進プランの推進のために名称を変更して交付するのか。

それとも一つ、自治会より大きな枠を公民館単位で組織するという事とも言われていますけど、それやったら先ほど町長の最初の行政報告で言われたように、各自治会の説明会がありましたよね、自治会の自治会長さんの新しい説明会を持ちましたということで。その場で自治連合会をつくってください、つくってくださいって一応言われていますよね。極端に言ったら、それを自治連合会でいいんじゃないかと。わざわざコミュニティ協議会を立ち上げるんじゃないし、その自治連合会が大きな一つの組織になるんじゃないかと。

単純に、今言われたように、そういうコミュニティ協議会を立ち上げてくださいと言われても、恐らく交付金がなくなったら、最終的には協議会はまだ機能しなくなるんじゃないかと私は一応思っていますけど、先ほど言うたように、コミュニティ協議会イコール連合自治会ではだめなのか。それで、今現在、その連合自治会も各6つの地域かな、それで佐賀と曾根しかないですね。だから単純に連合自治会さえできないのに、何でそれより大きな組織が簡単にできるかと。これも僕は一応疑問を感じています。

それと今、教育長も言われましたけど、各公民館の利用者協議会、これ登録団体で、この地域コミュニティづくりでは、説明では地域、地域、地域、地域、地域ちゅう感じでもう説明されるわけ、極端に言ったら。それで各公民館の利用者協議会でも、その登録団体のうち、中央公民館にしたら地域外の人が54のうち24団体が地域外なんです。約44%。だけど宇佐木に関しては24団体の登録団体のうち12で50%、約半分。それで大野にしても17団体で2団体、それで曾根も29団体で6団体。それで堅ヶ浜と佐賀は一応地域の方しか利用していません。

それで、こういう格好で、極端言うたら、6つの公民館、コミュニティで152団体のうち地域外の代表者が44人おるんです。全体の約3割なんです。それでその3割の人が今は地域づくりの懇談会で地域、地域と、こう説明されても最終的には地域夢プランでも、最初こういう人も地域外の方も話に参加していました。それがだんだんと1人、2人、姿を消していきました。

それで、私がこういうことを何で言うかということは、単純に、宇佐木コミュニティ協議会の一応副会長、それで中央公民館利用者協議会の副会長もやっています。単純に両方をかけ持ちでやっていますので、中身が町長以上に僕はわかると思うんです。だから一応こういうのを聞いたんです、はっきり言って。

だからそういうふうに平生町で活動している生涯学習がほとんど町外へ行った場合、先ほど言うたように平生町から生涯学習が単純に計算したら3割減るんです。

それで、今回も中央公民館にしても、中央公民館の利用者協議会の副会長やっていますが、その利用者協議会でも会計をちゃんと持ってきちんとしたあれをやっているんです。だから単純にこの前21回の中央公民館まつりも無事終わりました。これに関しても僕は第1回からずっと

21回まで参加していますが、最終的にはこういうことをやり出したら、もうこの中央公民館まつりももうなくなるのかなと。僕なりにはそういう不安を感じています。

だからそのあれに関して、ちょっとまた先ほどのこの手紙でも、5月18日に第21回中央公民館まつりが開催されました。書道、陶芸、水墨画、手芸、アートフラワー、絵など、その他会食コーナー、うどん、いろいろ、遊休品バザー、いろいろ、輪投げや射的、いろいろ、ステージ発表、以前から練習も重ねて本番に及ぶ。そして展示会も前日から準備を重ね、婦人会の皆さんも肉うどんや焼きそばなどの材料を買い出して当日の仕上げをして販売をしました。これは住民がつくり上げた成果であって、町役場から押しつけられたものではありません。これこそ真のボトムアップのまちづくりでありましょう。28日の懇談会もどうだこうだ、ちょっといろんなこと書いてありますが、これは省略させていただきます。

だから、私もそういうふうにと考えたならコミュニティ協議会を連合自治会、それで利用者協議会ちゅうか、これは恐らく、今コミュニティ関係で利用者中心で利用者協議会をつくつとと思っています。ということは、コミュニティ協議会を立ち上げるなら立ち上げてええ。利用者協議会は協議会で別個で、そういう両輪で各地区でできんのかと。今の考えやったら、宇佐木に関して言われたら単純に利用者がこっちのほうに行ってだんだん利用者がちょっとこう、悪う言うちやいかんけど、もう嫌気さしていくような感じもせんこともないんですよ。そらもう実際に自分が経験した人間が言うんじゃから、はっきり言って。

だから、そういうふうによっぱり両輪でやるちゅうことは、わざわざコミュニティ協議会を立てんでもそういうその地域の自治会連合をきちんと立ち上げたら、今の現状、いろんなことを恐らく僕はそれで成り立つと思うんです。

だから、これに関して、3点ほど言いましたよね。最初が地域づくりの交付金が前と一緒なのか。どういうあれかと。それと、今言うようにコミュニティ協議会が連合会じゃだめなんかと。それで、最終的に両輪ではだめなんかと。それに関して、町長、教育長は何か話がありましたら、2人ともよろしくお願いします。なかったらいいですので、教育長。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 3点御質問いただきまして、まず最初の地域の力発揮事業というのを展開しておりました。これはそれぞれ団体の皆さんの発意によっていろいろ事業を考えていただき、それに対して町が交付金を出すということで、これは数年続けたわけでございますが、同じ団体が何度も繰り返してやったり、あるいはまた、備品の購入だけが対象として上がった事業になっておったりというようなことがいろいろ出てまいりまして、また全部プレゼンテーションをしっかりと皆さんにもやっていただくということで、いろいろ手続き的な問題を含めて少し改善したらどうかという意見が上がってまいりました。したがって、一旦平成21年度にこの事業は

休止をさせていただいて、ちょうどこれからまちづくりのこの取り組みに入っていくから、その中でもう一度このリニューアル版といいますか、改めてこうした今までの効果あるいは課題を再点検してもう一度まちづくりの事業を再開していこうと、こういうことで今回元気づくり交付金のそうした団体に対する、地域づくり団体に対しての交付金というのは、そういう背景の中で、今回させていただきました。申請手続きにつきましてもスムーズにできるように改善をさせていただきました。

それから、自治会連合会との関係ですが、これは御指摘のように、今、自治会連合会、佐賀と曽根とでき上がっております。ほかの地域も、これも自治会のこれまで取り組みの中で連合会をつくっていただくということで随分いろいろ協議も持ってまいりました。ある程度長年にわたって自治会長を引き受けていただける方がおられれば、その人が責任を持っていろんな呼びかけをしてやっていただけると。今7割から8割、自治会長さんが毎年交代をされるということで、なかなか連合会の結成は——これは呼びかけはこれからもしてまいりますけども——自治会連合会としての一つの形として物事に対応していくというのは一定の限界があります。そのことはぜひ御理解をお願いしたい。

それから、公民館等の利用者協議会、これについてはそれぞれ今まで御活躍をいただいて、公民館まつりとかコミュニティまつりを実施していただいております。それはそれとして地域の大きな財産でありますし、こうした活力というのは地域の、まさに元気をこれからも発揮をさせていただきたいというふうに思っておりますし、地域のそうした自分たちのいろんな生涯学習の取り組みとはまた別に、地域で一緒に力を合わせて課題を解決していく、きょう朝から申し上げておりますように地域課題が別にあります。そういう問題を今地域コミュニティ協議会という形で、こういった公民館運営協力委員会の皆さんやそのほかの各団体を含めて、みんながその地域に結集をしていただいて協議会をつくろうということですから、まさに両輪として地域の元気を発揮をさせていただくというのがあるべき姿だろうというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） ただいま町長が申し上げましたので、私のほうからあえて申し上げることもないとは思っておりますけど、利用者協議会の存在については、当然必要なものであらうと思っておりますし、地域づくりを進めていく上で、先ほども申し上げましたように相乗効果が出るように、町長部局、そして教育委員会部局あわせてこれからも努力していきたいというふうに思います。

○議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） それでは、最後にもう一言お願いします。

今年度、早島町に行った、ちょっとあれを読んでみます。生涯学習で早島の推進計画の中で、

「わくわくする学びを目指して」、「全ての教育的機能を充実させ、町民の多様な学習ニーズに対応し、学習環境の整備と学習機会の充実を総合的に推進する」、それで、「生き生きとした地域を目指して」。これは、今言われたように、地域コミュニティづくりだと思いますけど、町民の学習意欲、これも全面的に生涯学習のことを言われていると思います。「学習意欲に対応しながら、その学習成果を地域社会に生かす仕組みづくりの構築」、それと、地域コミュニティ活性化に関しては、「地域のセーフティーネットとして設置が再評価される中で、地域コミュニティ活性化を図るために町民活動支援センターと連携し、定年退職者の地域デビュー支援、自治会、子ども会、婦人会、諸団体の指導者の育成を図る」と。

そして、今言われたように、人材育成をちゃんと考えておられるし、3年前かに行った出雲市でも、きちっとこれに関していろんな話をされているんです。最終的にはこういう公民館、いろんな今の現状にあわせるように、今まで公民館は生涯学習だけでもよかったけど、そういうふうに関各地域でそういう福祉、いろんなほかのニーズに対応したいからということで、一応話し合いを出雲の場合は7回やっておるんです。その中の委員でも、高校生を含む委員全員が、利用者、地域住民と意見を述べてきて、毎回共通している公民館活動、いろいろ書いてあるんです。

だから、僕が言いたいのは、平生町でもいろいろそういう地域づくりどうだこうだ言われていますけど、それを話し合いちゅうか、かかわりの団体、いろんなところとそういう話し合いをやったかということです。最終的には出雲市でもいろいろこういう話し合いをやってスタートしたんじゃないけど、なかなかうまくいかないようなことも言われていました。だから、話し合いをしてもうまくいかないんだから、はっきり言って。

それで今回の平生町協働推進プランでも今後の新たな取り組みとして、一応7項目挙げています。実際僕が言いたいのは、最初から協働のコミュニティづくりじゃなしに、最初にスタートするのは3番目の「地域づくり支援センターの設置」、その中でやはりそういう団体、いろんなグループ、利用者を集めているような意見交換をしながら進めるのが筋じゃないかと。それと、6番目の「まちづくりリーダーの育成」、先ほど町長も言われた、やっぱり人材がなからんば前に進まんやから、はっきり言って。進まんし、話し合いもせんで、単純にスタートから1番目の「住民自治組織づくり」、コミュニティ協議会をスタートさせているわけでしょう。最終的に。

だから、その話し合いの中に単純にいろいろ言われていますけど、最終的にはその地域、地域でいろんな話し合いをしよう。それでその自治会の大きな単位でいろいろ話しながら、自治会、団体、行政が連携して地域の課題や将来像を話し合い、知恵を出しながら協議しよう。自治会はわかりますよね。それで行政もわかりますよね。それで団体ちゅうのは、どういう団体を呼んで連携をして話し合いをしたのかと。単純に、自治会、地域、その他大勢で集めていきなりこういう協議会をつくりますよと。そんなことをするより以前に、やはりいろんな打ち合わせ、

極端に言うたら、先ほど言うたように、こういう組織をつくるにはやっぱり決まりやいろんなあれがありますよね。だから、決まりも何もないでスタートするから、宇佐木に関しても単純に本当に交付金、交付金という話になって、話し合いも早目にしよう、1週間おきにしようや、2週間おきだ、もうその話し合い、話し合い。そして、何でそんなに急ぐんかって聞いたら、最終的には、夏までに交付金をもらおうじゃないかと。それでその中に、先ほど言うたように、利用者協議会で一応そういう役員でおられた人もだんだん、だんだん、1人減り、2人減りしていったと。

だから、そういうことを考えたら最初からきちっと話して、先ほど両輪と町長言われましたけど、両輪やったら両輪で何で最初からそういう利用者協議会、いろんな自治会、いろんなグループを集めて、そういう代表者でそういう話をきちっとやらなかったんかと。そういう話をして初めて協議会をスタートしてもうまくいくと僕は思うんです。だけど今のやり方で、ずっと僕なりに、先ほど言うたようにコミュニティ協議会の副会長、中央公民館の副会長をやっているけど、最終的にはもうそこを通り抜けて行政が主導で、先ほど手紙で来たように行政が主導でどんどんやっているような気がするんです。いや、町長、それは首振っても一緒です、はっきり言って。それはやっぱりこの団体とどういう話し合いをしたのか。単純に、いや、団体じゃなしに公民館利用者協議会、コミュニティ利用者協議会、そういうグループをまとめて話しましたよと。僕も中央公民館の利用者協議会をやってるけど、そういう話は一切僕も聞いたこともないし、単純にこの前、まち・むらの中央公民館でそういうコミュニティ協議会をつくりますよちゅう話がぼんと来ました。

だから、それはやることは立派なことや。しかし、それに対してそういう下調べやいろんな基礎が全然なっていない、はっきり言って。だからやはり協働のまちづくりやったら、協働のまちづくり条例ができました、こうこうじゃなしに、これでこういうのをスタートしたいと、それやったらそういうふうにきちっとそういうグループ、今利用者協議会だったら、公民館、コミュニティ運営協議会、そして大野利用者協、いろいろあるけど、そういうグループやそこにかかわる人、いろいろ呼んで、代表や意見がある人をどんどん集めてそういう話をしてからのスタートやったら僕もいいんです。

だからこの前の、くどいようだけど、中央公民館の利用者協議会に関しては、僕はそういう話も何もないし、単純にもう地域、地域言われるから、極端に言ったら、まち・むらで地域で中央公民館やりましようちゅうたら、僕は山田、宇佐木やから逃げていかんばいのかと。それで宇佐木でやんなさいということだと。そういう感じがするんです。だからそれが僕は不安なんや、はっきり言って。

だから、先ほど言うたようにそういうことしよったら、きれいなこと両輪じゃ言うけど、最終

的には生涯学習も3割ほど平生町では町外に出ていますよと、そういう指導者が。地域でやっ  
てくださいって言われても、単純に大野の人が宇佐木でどうじゃこうじゃ地域のことこう言われ  
てもなかなか入りにくいんです、はっきり言って。平生町全体のことを考えると、それは話はわ  
かる。

だから、そういうあれできちっとそういう話し合いをやってから進行するなら僕は何も言わな  
いし。だから出雲に関しても、高校生まで集めて7回も話し合いをしとるんですよ。そういう新  
しい事業っていうか公民館のあり方についていろいろ。早島町さんもそういうふうの一つの大き  
な組織をつかって、そういう中でいろんなそういう考えの人をいろいろ集めて話し合いをして、  
それからいろんな決まりや条例をつかって、それからスタートしとるんです。平生町はそれが抜  
けているんじゃないかと僕は聞きたいんです。最後ですので、町長、よろしくお願いします。

○議長(福田 洋明君) 山田町長。

○町長(山田 健一君) 地域での話し合いがどうなのかという今の御質問でございました。

この協働のまちづくりのスタートは、もうほんとに3年、4年になろうかと思えます。いろん  
な場所、いろんな地域、いろんな方々、団体との協議は事あるごとに。

まずは条例の制定に至る過程の中でも、住民の代表等についても参加をいただく中で条例制定  
の取り組みが行われると。それをさらに地域全体のものにしていこうということで、推進プラン  
の策定についてもそれぞれ地域の方々との協議を踏まえて、この推進プランの策定もさせていた  
だいたと。

これを踏まえて、今、この平生のまさに、このまち・むらについては、あるいはまた、曾根と  
か佐賀とか、宇佐木と大野を除いては、まさに今から実際にこれから協議会に向けてのスタート  
を切っていただくということで、この前地域懇談会をさせていただいたと。大野についても、宇  
佐木についても、5回も6回も本当に毎月のように集まっていたいただいて協議を重ねていただい  
ております。関係者の方々、もちろんいろんな各団体、公民館利用者協議会でもいいです。ただそ  
れだけではありません。ただそれだけではなしに、今言いましたように地域のその自治会の代表  
もあるでしょう。そういう方々も含めて、地域の一つの課題設定と一緒に旧コミュニティ協議会  
でやっていきたいと思います。それぞれの団体で活動されとるのは、それは大野であろうと宇佐木で  
であろうと堅ヶ浜であろうと公民館でやっておられる、それはしっかりそこでそれぞれの活動をや  
っていただいたらええと思う。まちづくりのコミュニティ協議会については、それはそれで一つ  
の地域組織としてつくっていただくということですから、この辺については、それぞれまた機会  
を見ながら十分住民の皆さんにも、これはかなりこの前から担当の——今、まちづくり推進班に  
なりましたが、地域に出向いて、皆さんとも協議をしながら、情報をまた共有できるようにとい  
うことで、いろんな情報提供をしながら取り組みを進めさせていただいております。

いよいよこれからやるというのは、本当にこれは大変な事業ですが、これをひとつ本当にこれから強力に取り組んでいかなければいけないということで、また皆さんの御支援をよろしく願いを申し上げたいと思います。

.....

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（1番 松本 武士君） それでは、通告書に従い、質問させていただきます。

持続可能な開発のための教育（ESD）について2つ質問させていただきます。

1つ目の質問は、平生町におけるESDの取り組みについてであります。まず、ESDについて御存じない方がいらっしゃると思いますので、簡単に説明させていただきます。

ESDとは、持続可能な開発のための教育の英語訳の頭文字を取ってESDなんです。Education Sustainable DevelopmentのEとSとDを取ってESDと略して通称言われています。一人一人が自然環境や資源の有限性、地域の将来性などさまざまな分野とのつながりを認識し、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成する教育のことです。

2002年に開かれたヨハネスブルクサミットにおいて当時の総理大臣、小泉総理が「持続可能な開発のための教育の10年」を提唱し、同年の国連総会で2005年から2014年までの10年を「ESDの10年」とすることが満場一致で採択されました。これを受けて現在世界各国でESDの取り組みが進められています。今年はこの最終年であり、これは3月7日の中国新聞なんです。この新聞記事にあるように、右下のほうにあるんですが、ESDに関するユネスコ世界会議が日本で開催されるESDイヤーであります。このESDに関するユネスコ世界会議のポスターが町民課の入り口のほうに張ってありますのでごらんください。

現在、平生町では自然環境の荒廃や地域力の低下、少子高齢化など、さまざまな課題を抱えており、その人材育成が急務であると思われます。

こうした中で私が注目したのが、持続可能な地域づくりの担い手を育てることを目的とするESDであります。私はこのESDを平生町で普及させることが平生町の課題解決の一步となるのではないかと考えたので今回質問させていただきました。

そこでお聞きいたします。平生町ではESDに対してどのように取り組んでいるのでしょうか。取り組まれているのであればその成果についてもお答えください。もし取り組まれていないようでしたら、今後どのようにされるかお考えをお聞かせください。

また、小中学校のほうでは、総合学習の中で環境学習を行っていますが、その中でESDというものが行われているかをお答えいただければと思います。また、その学習の効果というのは家庭とかのほうで生かされているのでしょうか。

以上、お答えください。よろしくお願いいたします。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） ESDについて、どういう取り組みが行われているかということでございます。

ESDという名称、おっしゃったようにEducation for Sustainable Development、これの略ということでございまして、持続可能な社会の実現に向けて行動する人材を育成するという大きな——これは持続可能な社会ですから、環境問題を含めてということになりますし、経済、社会全体の取り組み、そこでの人材育成ということですから、午前中からもあるように、この人材育成というのは大変幅広い取り組みでございます。特にこのESDの取り組みについては、ESDという名称こそ我々使っておりませんが、その趣旨と合致をした事業はいろいろ町としても展開しておるといふふうに思っております。

例えば、フラワーベルトなんかにしてもそうですが、フラワーベルト事業も本当に生涯学習の推進団体の皆さんが参加をされる、小中学校の生徒も参加をされる、それから各事業所の代表も参加される、ボランティアの方も出られる、環境衛生推進協議会の方々も含めて、今回は特に秋についてはフラワーベルト事業をやろうというようなことで、この名称こそあれですが、このESDと合致をした取り組みというのは、それぞれの分野で私が行われているといふふうに思っております。

したがって、引き続き、こういう名称で言うかどうかは別にして、この大事な取り組み、人材育成についてもしっかりやっていきたいし、先ほどからあるように協働のまちづくりにしても、その中での人材、リーダー、こういうものもまさにこの地域全体、社会全体のそうした活力に与える影響ということを考えると、まさにESDの一環に当たるのではないかといふふうに思ったりもいたしております。引き続き、こうした取り組みは、名称こそさておき、続けていきたいといふふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 小中学校でESDの取り組みが行われているかということについてのお答えになりますが、現行の学習指導要領の中に「持続可能な社会の構築の観点」が盛り込まれております。教育基本法と、この新しい学習指導要領等に基づいた教育を実施することによって、ESDの考え方に沿った教育を行うことができるという位置づけであろうといふふうに考えております。

ESDの実践に必要な観点ということで2点ほど。「人格の発達や自律心、判断力、責任感などの人間性を育むこと」、「他人との関係性、社会との関係性、自然環境との関係性を認識し、「関わり」、「つながり」を尊重できる個人を育むこと」、こういったことから考えますと、本

町の教育目標そのものが「未来を拓くたくましい「平生っ子」の育成」ということで、ここ数年進めていきたいという考えでございますが、このたくましい姿というのが県の教育目標と同じように「高い志を持ち、未来に向かって挑戦し続ける人」「知・徳・体の調和がとれた生きる力を身につけ、他者とのつながりを大切にしながら力強く生きていく人」「郷里に誇りと愛着を持ち、グローバルな視点で社会に参画する人」、こういった目標、姿を掲げておるといことはE S Dの考え方に沿ったものであるというふうに理解をしております。総合的な学習、当然学習指導要領に基づく通常の授業、コミュニティスクールでの活動、学校支援ボランティアを活用した活動、地域協育ネット、こういったものがE S Dの思いということを見ることができるといふうに思っておりますし、家庭で生かされているかということにつきましても、児童生徒が、家庭で保護者とどういった会話をしているかということまで調査はしてはおりませんが、環境ということについて考えますと、ごみの分別収集、あるいはまたリサイクル、そういったことに子供たちの知恵が生かされているんじゃないかなというふうにも思っています。

小中学校で社会教育の面から考えてみましても、曾根地区で和田川の清掃に子供たちが参加しております。曾根地区だけ一斉清掃が残っておりますけど、これには平生中学校から参加しております。フラワーベルト整備事業にも当然参加しておりますし、平生小の5年生の活動の中で地域の公共施設をきれいにする、清掃するという活動も行われております。花のポット移植、これについての登録もあります。そういったことを考えますと、特に我々としてE S Dということを前面に押し出しているわけではございませんけど、その理念に基づいた教育が行われているというのが実態であろうかと思っています。

○議長（福田 洋明君） 松本武士議員。

○議員（1番 松本 武士君） 済いません。質問を2つすると言って、1つ目の質問しかなかったんですが、2つ目もちょっと、平生……（発言する者あり）済いません。じゃあ1つ目だけでいきます。済いません。

町長も教育長も既にある組織のほうで人材育成——これからつくる組織ですかね、町長のほうは……その中でそういう持続可能な社会をつくる人材は育成していくという、教育委員会のほうはもうそういうプログラムになっているので平気だという御答弁だったと思うんですが、私としてはこのプログラムを、E S Dというものを調べていくに当たって、その地域の課題というものを解決するという先まで行っている活動がどこまであるのかなというのが、町内にどこまであるのかなというのが一番……済いません。言葉が出てこないんですけど、例えばごみを拾って片づけるという、そういう清掃活動をした場合に、そのごみがなぜそこにあつて、それが出ないような対策をその小学生の子たちと一緒に地域でやっていけば、もうそのごみを拾う必要もないですし、その社会の背景にあるもの、問題の根本というものをみんなで学び合って解決に導いていく

という、そういうコミュニケーションもとれるなと思ったんです。あと、自分たちで考えて解決策を導いていくという、そういう考えを小学校とか中学校の教育の方面とまちづくりの方面の中に入れていけば、プログラムとしてESDというものがもう国のほうでも推されているので、そういう考えを中心人物の方に研修か何かで学んでいただいて、ESDという言葉は使わなくてもいいんですけど、そういう動きを加速させる面で、ESDというプログラムを協働のまちづくりの中心になるような人物の方や地域教育ネットのコーディネーターの方がいらっしゃると思うんですが、その方たちに学んでもらえれば、もっといいまちづくりができるんじゃないかなと思った次第なんですけど、その点について、お考えがあればお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 先ほど御答弁をさせていただきましたように、ESDという名称は別にしても、この理念に沿った活動をやっていこうと。人材育成の面でも、ぜひ我々も今協働のまちづくりを進めておりますから、そうした御指摘をいただいたような、より幅広い見地でものを考え、その背景まで考えた人材を育成していくということは、今度の協働のまちづくりの中で人材育成というのは大きなテーマですから、しっかり位置づけをして考えていきたいというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） 高木教育長。

○教育長（高木 哲夫君） 人材育成ということに関しましては、今小中学校の先生方の大きなテーマでございます。それは子供たちを育てるという以前の問題として、それぞれの教師、ここ10年で半数以上の者が退職をします。どうしても今教員自体高齢化が進んでおりますから、最近の新採用の教員数もうなぎ登りのような状態の中で、若い先生方ばかりが学校に張りつくという中で先生方の人材育成、これについても県教委はすごく熱心に今取り組んでいるところでございますので、そういった中にやはりESDの考え方も当然、学習指導要領にある以上はプログラムとしてあると思っておりますし、そういったものがまた学校教育のほうに生かされてくるであろうというふうに考えております。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

午後3時15分から再開いたします。

午後2時58分休憩

.....

午後3時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

これをもって一般質問を終了いたします。

----- . ----- . -----

○議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、冒頭、町長の行政報告をいただきましたが、少し詳細な説明、また確認の意味も含めまして質疑を大きくは3点、細かくは4点ほどお尋ねをいたします。

まず、協働のまちづくりなんですけれども、このたび5月の末ですか、地区懇談会を持たれたということで、一応そうすると、町内を7地区に分けられたということになるかと思うんですけれども、これがいわゆる町の想定されている地域、地区ということに理解してよろしいんでしょうか。と申しますのが、佐賀地区を例に申し上げますと、なかなか人口減の問題、高齢化の問題、ほかの地区と比べてですね、それといわゆる距離の問題が非常に大きくかかわってくると思います。その辺でスケールメリットを利用した地域振興、地域発展ということで佐賀地区全体を1つにまとめられたんではないかと思いますが、果たしてこれが本当に枠組みとして定着するとスケールメリットもしぼんでしまうのではないかというふうに私自身も思っております。つまり、佐賀公民館を中心にいうと、それぞれかなり尾国の集落からいまして約5キロ、田名からいまして約3キロ弱あります。その辺の絡みでつい普通に歩いていけるというような距離ではなく、なかなかほかの地域と意思疎通も図れない状況が多々あるかと思えます。

その辺の状況で、7地区に分けられて、特に佐賀地区の場合、1つに大きくくくられた理由を少し詳細に御説明をいただければと思います。多分、今後この枠組みが大きな一つの指針になるかと思しますので、今後それぞれの佐賀地区の自治会におかれましても既に自治会連合会の小さなもの、協議会というようなものを設立されてそれぞれ運営されていらっしゃる場所もあります。婦人会もその中に入っているし、消防団も入っているし、子ども会も入っている。そのような場合、それを少しつなげていけばいいかとも思ったりもするんですけれども、その辺のところ、余りにも行政の立場でしがらみをつくられると今後住民の皆さんの間に不安視というか、どうじゃろうかということもあろうかと思しますので、この辺の考え方について確認をさせていただければと思います。

それと、平生と宇佐木の保育園が統合されたこと、ちょっと私聞き漏らしましたので、確認の意味を含めて、今後の予定を、たしか行政報告としてお知らせしていただいたと思うんですけれども、7月8日に竣工式、7月14日の月曜日から新しく開園するというようなことだったろうと思うんですけれども、この辺のところいま一度今後の予定を再度確認させていただければと思います。

それと、最後に還付加算金の未払いの件について2点お尋ねをいたします。

まず、1点目なんですけれども、全協のときに配布していただいた資料なんですけれども、こ

れは税及び料、項目が国保料とか後期高齢者、これ地方税法といわゆる地方自治法との絡みがあって、いわゆる時効の関係も出てきているんじゃないかと思うんですけども、その辺が全然わかりませんので、せつかくの議会の場でございます。いわゆる時効の絡みはどうなっている、また、年度もその間にあると思うんですけども、それと、いつから発生したというふうに理解をされているのか、その辺の把握もされていっしやれば、いわゆる不納欠損ということになるのでしょうか。いつごろから発生されて、もう少し詳細にこの中身をお知らせしていただければと思います。

それと、もう1点、一番気になるのが、県からの情報提供があつて事務の確認、精査で初めてわかったと、常日ごろから町の事務というものは所管課の中で精査なり検査、チェックなりがお互いにできている状況になっているのでしょうか。今後の対策といたしましても、関係法令の運用を適切にし、今後の対応策を協議していくというような御説明もいただいたと思いますけれども、何年か前にたしかそのようなことを聞いたことがあります。法律の解釈をめぐる誤りというもの——誤りというもの——はあつていいんですけども、いわゆるきちんとした形で説明をしていただく、その前にやっぱり事務、仕事として精査、チェックをお互いに課内で事務文書というもののしがらみはあるでしょうけれども、どのような、お互いの仕事のチェック体制になっているのかどうなのか、そのことをお尋ねをいたします。以上です。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 5点ですか。協働のまちづくりについて、佐賀地区のあり方について。田名から尾国までありますので、そこら辺の今後の考え方について、総務課長のほうから答弁をさせたいと思います。

それから、保育園の統合につきましては、7月8日に竣工式、7月14日にスタートということでございます。

還付加算金の関係につきまして、時効等の問題については税務課長のほうから答弁をいたします。山口県からの指摘を受けて今回初めてこういう状況が発覚をして、日ごろからチェックができていないのかと、これは本当に申しわけないことで、それが当たり前だと思って職員は今までこの対応をしてきたというふうに思っております、改めてこの取り扱いについて解釈が間違っておったわけでございますから、このことについては十分ほかにもそういう例はないか、この機会にまた点検をするように指示をしておきたいというふうに思っております。

○議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） コミュニティ協議会につきましては、先月、5月の末に4地区で説明会といたしますか、地域づくり懇談会を開催いたしました。今言われました7地区ということなんですけれども、今考えておりますのは6地区、要するに先行しており

ます大野地区と宇佐木地区を除いた4地区といたしますのが、町長の冒頭の報告でもありましたように、まち・むらで1つ、堅ヶ浜、それから曾根、そして佐賀という枠組みを今考えております。

そして、今の田名、尾国につきましても佐合につきましても、この佐賀のコミュニティ協議会の中に枝分かれして組織的なものを考えておりますので、その3つの公民館もしくはコミュニティセンターを包括したものが佐賀のコミュニティ協議会という形で今考えているところでございます。

○議長（福田 洋明君） 兼末税務課長。

○税務課長兼徴収対策室長（兼末 仁君） ただいま質問ございました件について御説明いたします。

先日から新聞報道等によりまして、還付加算未払金の件につきましては、対象者の方々、また多くの方々に大変御迷惑をおかけしております。まずもっておわび申し上げたいと思います。

先ほどの御質問でございますけど、県下で初めて知ったということでございますけど、年度末、2月でございました。2月の12日に県の会議でこのような事例が他県でありますよという報道を受けまして、私どもも初めて知りまして、それを持って帰り、平生町ではどうですかねというのを担当職員のほうに確認をさせていただきました。初めはいろいろ、どういう事例なのかという不安もございましたけど、いろいろ調べている中で過誤納の本税はお返しをしておりますが、それに対する還付加算金、利子に相当するものでございますけど、それは算出する、計算する方法が短く計算されておったということがわかり、全体の関係する課にもその事例がないかということも関連の課のほうにも新聞報道のコピーを持って渡して調べておったという状況でございます。

今後の対策でございますけど、今後このようなことがないようにということで、各課の担当には一度チェックする段階を、上のほうがもう一度チェックをする、また還付加算金の計算が間違いないかというシステムの中にもその還付加算金の計算のシステムを入れさせていただきました。金額的なもの、また適正かどうかというチェックもこれでできるかなと思っております。

今回の過ちにつきましては、何が原因かというのも私もいろいろ調べてみたわけですけど、いろんな、前任者の方から、もしくはいろいろ担当していらっしゃる他の市町村の方にも、このような例は先輩方からいろいろこういう法令の中で処理しておったということでずっときておったというのが現状でございます。

例えば、裁判とかがあって今回が判明したよというのではなくて、ほかの市町で事例が出て今回発覚して、改めて法の誤りというのが出たわけでございますので、こういうことがあってはならないかと思っておりますので、我々にとってもきちんと過ちは過ちとして正しくしていかなければいけないかと思っております。

今後ないように職員のほうにも周知徹底して仕事を進めていきたいと思っております。以上です。（発言する者あり）

失礼いたしました。時効の件につきましては、地方税法の18条の3第1項の規定に基づきまして、還付金の消滅時効につきましては5年となっております。今回の時効の認識でございますけど、平成26年の2月12日に県の情報提供があった日を時効の前日とする考えで、そこから5年の還付処理ということで各市町共通認識しているかと思えますけど、年数でいきますと平成21年の2月13日から平成26年の2月12日が、過誤納金は還付されましたがそれに対する還付加算金の計算をする対象の期間でございます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 税務課のほうで全部介護保険料やらも所管されているんですか。私はそういう意味で聞いたつもりだったんですけど、もしわかれば所管課のほうで、この税及び料ですから。

それと、年度についてのそれぞれ5年間の年度ごとの資料、把握されていらっしゃるようであれば、済いません、議会中の所管課にでも報告していただくように、ぜひこの場をかりて強く申し入れをしておきます。

それと、言われたことが一番気になるのが、「当たり前だと思っていたことが」ちゅう文言です。常に仕事っていうのはそうでないと、いわゆる今から協働のまちづくり、住民の皆さん方と行政の信頼関係、契約、どうなっているのかなということなんです。もっと誠実にこの未払いの件についてもきちんと、いつ、どこで、誰が、何を、どのようにした、私たちも6W1Hですか、そういう絡みできちんと説明していただかないと、せっかくの議会、何のための議会なのか、そういうことだろうと思います。そのことは強く、この場をかりて、強く申し入れをしておきます。

以上です。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） 健康福祉課の関係で、介護保険料の還付加算金についてでございますけども、平成21年の2月から26年の2月の5年間におきまして、対象件数が1,374件ほどございまして、そのうち該当する方が1名ほどございました。

この原因につきましては、過年度分の確定申告によりまして保険料額が減額となりまして納め過ぎということがわかったことでございます。それで加算金を還付するということになりました。

そのほかの理由としましては、例えば死亡されるとか転出されるとか、そういった場合に賦課額が減額になりまして納め過ぎとなった保険料額を還付する、そういった場合に還付加算金がつくという例もございますが、今回はやや1名の方でございました。

今後こういったことがないように十分正確な事務処理を行いまして確認に努めてまいりたいと思います。何とぞ御理解、御協力をお願いしたいと思います。このたびは本当に御迷惑をおかけしました。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） 町民課のほうですが、後期高齢者医療保険料の還付加算金につきまして、総数が1,534件還付対象者がおりまして、そのうち2件、還付加算金の誤りがありました。合計が8,200円というところでございます。

期間については税と介護保険料、同じ期間でございます。時効の関係でございますが、地方自治法のほうが適用になりますので、料のほうは、地方自治法の金銭債権の消滅時効というところで236条の第1項の規定によりまして、5年間ということで、5年さかのぼって全てチェックをして2件ほど出てきました。この2件につきましては、特別徴収の関係でございまして、特別徴収については4月、6月、8月が仮徴収ということで、前年度と同じ金額を差し引くわけでございますが、所得が少なくなったら10月からぐっと保険料が落ちてきます。その関係で還付加算金の計算を見間違ったということでございます。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） 濟いませぬ、私の本意とするところの答弁をいただかなくて、ほんと、各課長さん方に出ていただいて。私は別にそういうつもりで言ったんじゃない。つまり行政の仕事というのは時効があれば5年……いつからってという意味がその意味もあったんですけど、もう一つ、いつごろからそういう事案が発生したのか。いわゆる6年前、7年前の証拠書類等の保管というのはどのような状況になっているのか全然。今はコンピューター化していますよね。その辺の証拠書類の絡みのこともちょっと聞きたかったんですけど、言い方が悪かったようです。最後に、その辺の書類というのはコンピューターの中にあるのか、ないのか。また、証拠書類というのはあるのか、ないのか。その辺のことだけわかれば教えてください。以上です。

○議長（福田 洋明君） 兼末税務課長。

○税務課長兼徴収対策室長（兼末 仁君） ただいまの質問でございますけど、確認させていただきますが、その証拠書類が残っておるか、何年分あるのかという質問かと思えます。

課税台帳もしくは還付に関する書類については、5年の書類は残っております。その中でシステム上残っておるものと、書類で残っておるもの、それぞれ違いますけど、5年については、今回の計算の対象になる方につきましてもその書類によって対象者もしくは計算をさせていただきました。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） 介護保険制度が始まったのが平成12年でございます。現在ま

で十三、四年たっております。当初からシステムを導入しておりますので、そういった書類は残っております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

○町民課長（石杉 功作君） 先ほど答弁したように債権の消滅期間というのは5年間でございますので、後期高齢者保険料につきましても5年間のデータについては保有をしております。以上でございます。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今の質問に対する関連の質問で聞きたいなと思ったことがあるんですが、いただいた資料によると、計算の方法が間違っただけというのは、納付された日から利息を計算するところを更正手続きをしたところから1カ月おいた後から利子を計算したという計算の間違いだったわけですね、間違いが。これ、考えりゃそう難しいことじゃない、どうして間違えて、どういう指導でこういうような計算になったのか。どこから本来こういう計算であるのに、こういうぐあいになったのか。これがはっきりしないとわからないです、それは。間違えてごめんなさいと言って風が過ぎるのを待っておれば、それはそれで過ぎるけど、それじゃ何もならないんです。責任問うわけでも何でもありません。日本中で、山口県でもほとんどあって、一遍ないって言うたけど実際よく調べてみたらあったというところも実際あるようですし、よく聞いてみたら同じ自治体でも所管によって違うちよったとかいうのがある。

だから、どうしてこの2つの日にちのとり方を、どういう指導で計算をしてきて、どうしてここに戻すっていう指導はいつどういうぐあいにあったのか。こういったはっきりしたことを知らんと、私は謝ってほしいというんじゃないんで、それは迷惑かかった人にはごめんなさいでいいですけど、私どもとしては正確に行政を執行する上で、何が原因で間違えてこういうことが発生したかというのをはっきりさせんと、これは次の仕事に生かされんのですよね。原因がはっきりされんと。ここんとはどうなんですか。ここが一番知りたいんです。

それともう一つ、また余計わからんようになったんですが、後期高齢者、介護保険料ともかなりの件数があつたけど、そのうち1件とか2件、あとは普通……先ほどの話でしたら、あとは普通の計算をしたけど、1件か2件ほど違う計算をしちよったちゅうようにも受け取れるんですが、そうなったら余計に事態は混乱するんです。先ほどの報告の中身もちよっと知りたいんですが。いろいろあつて2件であつた、1件であつたと言いますけど。

○議長（福田 洋明君） 兼末税務課長。

○税務課長兼徴収対策室長（兼末 仁君） ただいまの質問でございますけど、どこでどう間違えたかということだと思います。よろしいですか。

先日お配りしたこの表でございますけど、この表の事例を申しますと、まず給与報告で——例えばの例でございますが——給与報告で課税して、その後申告期間後、3月15日の確定申告後に変更の確定申告をされる場合がございます。例えば扶養控除を入れるとか、医療費がかかっておったのに忘れておったとか。その変更を、例えば4月、5月にされる場合、申告後にですね、もしくは過年度にさかのぼって、過ぎた年にさかのぼって実際医療費がかかったと、扶養があったということがあって還付金、過誤納金が生じる場合がございます。その場合、税務署に通知が行きまして、税務署に申告して、我々のところに約1カ月もかからないんですけど通知が来ます。その通知があった日から1カ月後のその翌日から計算をして還付加算金を、今までそれが本当と思っておったのが事実でございます。

中には、計算をしてかかる場合もあります。金額が多ければかかる場合もございますし、期間が短ければ加算金は1,000円に達していなければ、それは加算金の利息につかないという制度もございます。例えば1円でも返すんかということになりますと、計算して1円になった場合もそれは1,000円以下ということで、もしくは本税が2,000円より下の過誤納金に対しても計算の対象にならないという制度がございます。

そこで、今まで確定申告された後、我々のところに通知があつて、1カ月経過したかと皆思つて、ずっとそう思つてやっておったのが、今回他県で事例がありました。県ではその方についても、過年度分についてもきちんと計算しなさいよと、先ほどおっしゃいましたこの表の誤った計算ではなくて、正しい計算でしてくださいよと。ここが誤つておつたということでございます。

今まで事例がはっきりわからなかった点もございますし、そう思い込んでおつたということもでございます。今回いろんなところでそういう事例も出ましたし、私どもの事務に関しては、もう今後こういうことが、誤りが、二度とないようにはしていきたいと思っております。

間違えた原因につきましては、ちょっと説明がこういうふうな形になりましたけど、その計算の見方の過ちがあつたということでございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 千何件あつて1件とか2件という理由はわかりました。そういうのもちょっとよと言つちよつてくれんこつちは理解……それで、それが正しいと思つて信じてやってきたと。実は間違うちよつたと。これが一番困るんですよ。その原因がわかっていないから。これ表見たら、返せんという人間から見たら、わしゃ払うとるからつけるのは当たり前じゃないかと、これは単純に思いますよ。お前らが勝手に決めたときから払うんじゃないかと、わしゃ払うちよるんじゃないから、つけてくれっていうのは、そのときから。ですから、そのように信じてやってきたと言うならそれなりにあなた方のいろんな税務に関する研修の中でそうだというぐあいに言われてやってきたんだらうから、山口県中でほとんどが間違えちよると。

だから、私は今責めようちゅうんじゃないですよ。じゃあなしてそうなったかと。今度県から言われた、県はどういうぐあいにされちよるのか知りませんが、じゃあ国のほうはどういうぐあいに言ってきたのかとか、ここんところは正確にさかのぼらんと、どこでこういう間違いが起きたか、ここをはっきりさせんと原因の究明にはならんと思うんです。今、だって皆さん、私は今正しいと思ってやっておるといふぐあいに、先ほどの質問でもそうです。それは実は違うちょりましたという話、後からじゃ困るんです。ちょっとこれも期間中でいいですから、なぜこういうぐあいに、どこの時点でどういう指導からこういうことが始まったという原因だけは解明してほしいと思うんですが。これがわからんと信頼関係の問題もあります。私どもはこれが正しいと思ってやってきたと。じゃあ、どういう税務行政をする上で、何を根拠にそういうぐあいにやってきたかとか、何で突然これが間違いだっというぐあいに、どこの指導でそうなったのかとか、こういった事実関係を明らかに、いずれしてほしいと思います。これで要望で終わります。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。

議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第2号土地及び建物の無償貸付についての質疑を行います。質疑はありませんか。久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） 簡単なことをちょっとお聞きします。

一応これ、土地及び建物の無償貸付、単純に期日はないのか。それと建物が、極端に言ったら破損した場合は、町が修理するのか。ちょっと濟いません、それだけでいいんです。

○議長（福田 洋明君） 山田町長。

○町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

○議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

○健康福祉課長（田代 信忠君） ただいまの質問に対しまして、まず1点目ですけど、この期間は定めておりませんが、契約書の中でうたっていくようになると思います。それと、あと修繕等は無償貸付ということで、それはございません。以上です。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、承認第1号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分事項の承認についてから承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についてまでの件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

続きまして、報告第1号平成25年度平生町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてから報告第4号平成25年度平生町土地開発公社の経営状況の報告についての件について一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで、日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑を終了いたしましたので、6月17日の本会議を休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を変更することに決しました。したがって、本日の議事日程に日程第16委員会付託を追加いたします。

---

#### 日程第16. 委員会付託

○議長（福田 洋明君） 日程第16、お諮りいたします。議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算及び議案第2号土地及び建物の無償貸付について並びに承認第1号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分事項の承認についてから承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についてまでの件は、会議規則第35条第1項の規定により、お手元に配布の付託表のとおり常任委員会に付託いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号及び議案第2号並びに承認第1号から承認第3号までの件についてはお手元に配布の付託表のとおり常任委員会に付託することに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は6月25日午前10時から開会いたします。

午後3時51分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 柳 井 靖 雄

署名議員 河内山 宏 充

署名議員 平 岡 正 一

---

平成26年 第2回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成26年6月25日(水曜日)

---

議事日程(第2号)

平成26年6月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について  
(平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について  
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認について  
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第8 議員派遣の件
- 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 土地及び建物の無償貸付について
- 日程第4 承認第1号 専決処分事項の承認について  
(平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)
- 日程第5 承認第2号 専決処分事項の承認について  
(平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 日程第6 承認第3号 専決処分事項の承認について  
(平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第7 意見書案第1号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
- 日程第8 議員派遣の件

日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

---

出席議員（12名）

1番 松本 武士君	2番 村中 仁司君
3番 久保 俊一君	5番 中川 裕之君
6番 河藤 泰明君	7番 渕上 正博君
8番 細田留美子さん	9番 柳井 靖雄君
10番 河内山宏充君	11番 平岡 正一君
12番 岩本ひろ子さん	13番 福田 洋明君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君	書記 村井 泰行君
----------	-----------

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	山田 健一君	副町長 ……………	佐竹 秀道君
教育長 ……………	高木 哲夫君	会計管理者 ……………	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長 ……………			羽山 敦紀君
総合政策課長 ……………	藤田 衛君	町民課長 ……………	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長 ……………			兼末 仁君
健康福祉課長 ……………			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長 ……………			岩見 求嗣君
建設課長 ……………	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長 ……………	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長 ……………			角田 光弘君
社会教育課長 ……………			藤山 一人君

---

午前10時00分開議

○議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において岩本ひろ子議員、松本武士議員を指名いたします。

---

**日程第2. 議案第1号**

**日程第3. 議案第2号**

**日程第4. 承認第1号**

**日程第5. 承認第2号**

**日程第6. 承認第3号**

○議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算及び、日程第3、議案第2号土地及び建物の無償貸付について、並びに、日程第4、承認第1号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分の承認についてから、日程第6、承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてまでの件を一括議題といたします。

本件に関し、6月16日の本会議において関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。久保俊一産業文教常任委員長。

○産業文教常任委員長（久保 俊一君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年6月16日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました、議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項につきまして、6月20日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。同所管事項については、全会一致で承認することになりました。

次に、審査経過を報告いたします。

教育費、小学校費の給食室改修について、下処理室内の新たなボードは、表面処理したケイ酸カルシウム板を使用すること、また、本改修工事は、当初予算で計上している調理室の改修工事とあわせて発注することの補足説明がありました。

質疑では、学校現場での点検はされていると思うが、教育委員会による衛生管理体制はどうなっているのかとの質問があり、定期的には行っていないが、異常発生時の連絡体制は整っている

との説明がありました。

次に、今後の維持管理を考えれば、防腐処理をしておくことも必要と思うが、その工程は、工事内容に入っているのかとの質問に対し、現場を確認し、必要な部分があれば、防腐処理なども行った上で、新しいボードを張る予定にしているとの説明がありました。

また、公共財産の管理の面から、早期発見、早期改修が求められるので、公共施設を使用する際には、常日頃からその点に留意されたいとの要望がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようによろしく願いいたします。

委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 村中仁司総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年6月16日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号、承認第1号、承認第2号及び承認第3号につきまして、6月23日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号、及び承認第2号については、全て全会一致で承認することにいたしました。また、承認第1号及び承認第3号については、賛成多数で承認することといたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、国の事業であるにもかかわらず国庫補助での全額負担となっていないとして、マイナンバー制度関連のシステム改修費の財源負担の考え方についての質問があり、システム稼働のための純粋たる改修費相当額しか認めない国側と、付随経費も改修費の一部であるとする市町村側の解釈には大きな隔たりがあるとの説明がありました。これを受け、システム制度一本化という国の最終目標に向けては、財政措置に関してさらに強い要望をすべきとの意見がありました。

歳出については、質疑はありませんでした。

議案第2号では、町社協に無償で貸し付ける旧心身障害者福祉作業所の建物について、今後修繕を要する場合の取り扱いについて質問があり、貸し付け前の点検・修繕も済ませており、今後は借主負担となることの説明を受けました。

承認第1号では、国保会計の繰り上げ充用額となる最終赤字額の見込額との乖離と、今年度の保険税改定との関係の説明について質疑があり、想定以上の国からの財政措置と、最終給付額の

落ち込みがあったこと、制度の県への移行までを見据えた改定であることなどの説明により再確認をいたしました。さらに、この実態を住民へ周知してほしいとの要望があり、しっかり状況周知に努めるとの回答がありました。また、反対討論があり、3月議会において十分に議論済であって質問はしないが、反対に変わりのない旨の発言がありました。

承認第2号では、軽自動車税の増収と交付税換算との関係について質問があり、現段階では取り扱いが未定であるが、交付税の本来の役割である税の再配分機能は果たされるべきとの町の見解が示されました。また、この件に関しては議案第1号と同様に、国に対する強い働きかけについて要望がありました。

最後に、承認第3号について、この専決処分内容と、3月議会での保険税改正条例の内容についての関係等について質疑があり、今年度当初予算については、3月定例会時において国会提出済み段階にあった、後期高齢者支援分及び介護納付分の上限額と、軽減判定所得の基準額、それぞれの引き上げについて、国会での成立から条例改正までを見込んで加味された内容であったことの説明がありました。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案についての審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（福田 洋明君） 以上で委員長報告を終わります。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。まず、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号土地及び建物の無償貸付の件を起立により採決いたします。議案第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福田 洋明君) 起立全員であります。よって、議案第2号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算の専決処分事項の承認についての件を起立により採決いたします。承認第1号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福田 洋明君) 起立多数であります。よって、承認第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第2号平生町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を起立により採決いたします。承認第2号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福田 洋明君) 起立全員であります。よって、承認第2号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、承認第3号平生町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分事項の承認についての件を起立により採決します。承認第3号の件に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(福田 洋明君) 起立多数であります。よって、承認第3号の件は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 意見書案第1号

○議長(福田 洋明君) 日程第7、意見書案第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。村中仁司議員。

○議員(2番 村中 仁司君) それでは、御提案しております、意見書案第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案につきまして、御説明申し上げます。

国内最大級の感染症であるB型・C型ウイルス肝炎の患者は、全国で350万人以上にも上る

と言われ、肝炎対策基本法等においても国としての責任が確認されており、種々の対策が実施されているところであります。

その対策の一環である肝炎治療特別促進事業として実施されている医療費助成制度において、山口県では、平成20年度事業開始以来、約3,000人の患者が認定を受けているところであります。しかしながら、現行の制度は、B型・C型肝炎ウイルスを減少させ、肝硬変や肝がんへの進行を予防することを目的としていることから、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に肝硬変・肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労にも支障が出るなど生活に困窮を来している状況です。

また、身体障害者福祉法上の肝疾患にかかる障害認定の基準は極めて厳しく、患者の実態に沿ったものになっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がされているところであります。

本町においても、こういった状況下におかれた患者に対し、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題であると考えます。

よって、本町議会は、国においてウイルス性肝硬変・肝がんにかかる医療費助成制度を創設すること。身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすることを強く要望するものであります。

以上、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書につきましては、今回、3名の提出者を代表して提案するものであります。

議員の皆様におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより意見書案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 今、出されました意見書について、何点が質問をいたします。

まず、第1に、この意見書案が提案された経緯について。また、どういう経緯で提案されるようになったか説明していただけないか。

それから、2点目に、山口県では、平成20年度事業開始以来、3,000人が認定を受けているとありますが、この数字は、どういうことから出てきた数字なのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

それから、医療費の助成の対象から外れておる方がたくさんいるということについてですが、この理由についてとかいろいろあると思うんですが、これについては何か調査をされましたか。

それから、身体障害者法上での認定についてですが、これについても厳しい基準があるということですが、どういう厳しい基準があって、どう改正をすべきなのか、ちょっと調査結果があれば

ば教えていただきたいですね。

それから、最後の本町においてもからの2行ですが、本町においても、こういった状況下におかれた患者に対し、医療費助成を含む生活支援の実現は一刻の猶予も許さない課題であると、こうなっておりますが、本町の実態について提案者の、どういう実態が掌握しておられるのか、説明をしていただきたいと思うんですが。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を10時40分からいたします。

午前10時20分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） それでは、先ほどの質問にお答えいたします。

まず最初に、審議の経過でございます。この要望は、4月25日、日本肝臓病患者団体加盟患者会やまぐち肝炎友の会から持参により提出されました。これは事務局より報告を受けております。

内容としては、先ほど説明したとおりでございます。

次に、人数でございます。県内においては、約3,000人。これは県健康福祉課に確認しております。インターフェロン治療費が約2,000件、核酸アナログ製剤治療費延べ2,500件で、県内でございます。

次に、3番目の身体障害者手帳の交付は、肝臓機能障害の重症を評価する分類を基本として、補完的な肝機能の検査数値、病状に影響する病歴、日常生活活動に関する病状を総合的に勘案し、1、2、3、4に分けられています。

肝臓機能障害の重症度は、90日以上108日以内の間隔を置いた連続2回の検査により評価しております。時間的日数もかかるようでございます。回復が困難な障害を有する確認として、肝臓機能障害を悪化させる因子であるアルコールをそれぞれの検査前に180日以上、摂取しないことについて医師の確認を行っているようでございます。

それで、最後の質問でございますが、町内3名の患者を把握しております、肝臓機能障害による身体障害者手帳は、現在認定はゼロ、申請中は1名でございます。

○議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） この提案に至る経緯について、最初の陳情、要望書を受けたときだけの紹介がございましたが、経緯について、こちらから申し上げまして、どうしてそうなったかということも含めて申し上げたいんですが、この要望書を総務、所管の委員会協議会で協議

することになりまして、私も参加をいたしました。先般、委員会協議会を開いて、この件について審議をしようという話がありまして、私は、今日のこういった患者さんの苦痛その他含めて、もっと調査をして、平生町の実態もよく調査をして、何が問題なのかを明らかにして、的確な意見書をつくるべきだというぐあいに思っておりましたから、そのように申し上げましたけど、審査をしないで一方的に要望書を採決する。多数で要望書は採択をされました。

この経緯については、私がやっぱ十分な対応ではないと思いましたが、経緯についてお尋ねしたわけです。十分に審査をすれば、全員一致で採択できる内容だと思うんですが、まず、ここが一つ問題点だと思う。

それと一つ、数字についてですが、今、委員長、質問に対してお答えになりましたように、こういった問題を委員会で審議する際に、十分に審査をして、どういうぐあいに対応するのがいいのか、というぐあいに協議するのがいいやり方ですが、委員会ではこういうことは一切出ませんでして、私が質問をしたことに対して、先ほどありました、2,000人、2,500人の数字、一人の申請をしておる数字は御報告はございましたが、ほかについての議論はございませんでした。平生町の実態についての議論も審査もございませんでした。

こういうことを考えれば、全体がよく事態を理解してやっていく必要があると思います。特に私は、この中で思うのは、医療費の助成制度ですが、ここに書いてありますように、いわゆる治療目的、予防目的ということで、肝硬変や肝がんになると、もう助成が打ち切られるという制度になっておるようなんですよ。

それまでは所得制限がありますが、月1万円以上については、医療費助成があるはずですが、それが2,000件と2,500件になっておるわけですけども、この助成制度については、県の所管する事業で町に対する相談はございません。

したがって、どうしてそういう事態になっておるのか。もっと事態を、実態を、がんになると、もうそういうことを打ち切られるという実態について、もっと調査をして、これ、深刻な問題で、国としても、この事業を進めるに当たっては、それなりの専門家の意見も含めて決められたと思うんですよね。

あと、手帳の手続きでもそうなんです。肝硬変の場合は、アルコールによる障害もありますから、いろいろ基準を決めて、厳しい査定になっておるんだろうと思うんですよ。

だから、ここについてはもっと精査をして、どういうことを改正すべきか、こちらでも理解した上でやるべきことではないかと思うんです。

これでは、つい総論で済ませてしまいますから、こういったことを……どうして委員長、委員会でこういう議論に至らなかったんですかね。どうして、中身の審査をされなかったんですか。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時からいたします。

午前10時47分休憩

午前11時00分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） ただいまの質問にお答えいたします。

審議不十分のところもありましたが、要望書の内容により採択すべきと判断し、採決をいたしました。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） このたびの意見書の提出案について、そのベースになったものについて、もう少し詳しく御説明をしていただきたいと思いますので、質問をいたします。

まず、この意見書を出されたベースっていうのは、全協から協議会のほうへ委託をされていた案件ではないかと思います。その協議会の中での結論ということで、そのことは十分尊重いたしますが、提出者のお名前を見ると、協議会の中のメンバーの皆さん方のお名前が賛同いただかれてない、その辺のことを含めて、いま一度になるのかもしれませんが、ほかの方の委員さんのお考え等何か御意見があったのかどうかかなのか、そのことも含めて、委員長さんに審査の経過をお答えをお願いしたいと思います。

○議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時15分からいたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（福田 洋明君） 再開いたします。

村中仁司議員。

○議員（2番 村中 仁司君） お答えいたします。

この陳情に対して賛成、慎重の意見が出ましたので、採決に踏み切りました。

○議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。平岡正一議員。

○議員（11番 平岡 正一君） 本意見書の決議案について反対の立場から意見を述べたいと思います。

この患者の団体から出されました要望書については、私は慎重に調査をして、ぜひこの声は、

国政に届けていかなければならない課題だと理解をしております。平生町における実態も十分に調査をして、いわゆるいきめのある決議内容をつくって国に要望していくと、これは私の一番の願いです。

しかし、その慎重な調査をしようという議論にもかかわらず、しないで、いきなり十分な審査もしないで多数決で要望書を採択する、こういう事態になりまして、これは議会運営上も見逃すことのできない事態でございますので、これはどうしても反対をせざるを得ない状況です。

特にこの問題は、前に私が、障害者総合支援法の際にも申し上げましたが、国政の政権交代によって、いろんな経緯を、複雑な経緯を経て、いろいろな法案が不十分なまま放置をされると、こういう事態が続いております。

本当に住民の立場から、どういうぐあいに法案を運営していくのがいいのか、よく精査をして、こういう決議案はつくっていくべきだと思いますので、以上、私の立場からの反対討論でございます。

○議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。久保俊一議員。

○議員（3番 久保 俊一君） いろいろ今、委員さんが言われていますけど、最終的には、私としては、個人の意見それぞれあると思います、はっきり言って。意見もあるけど、極端に言ったら、付託されたのが6月5日かな。それから2週間も3週間も日にちがあった割には、そういうその勉強と、いろんな話し合いもできたはずだと思います。そういういろんなことをされたというあれで、私個人としては、産業文教委員会の決定の意思どおりに賛成したいと思います。（同ページに訂正発言あり）

最終的な物事に関しては、それは採決どうじゃこうや、先ほどから言われていますけど、それぞれ個人の考えもあると思いますので、それは仕方がないだろうと思いますし、はっきり言うて、今の民主主義の世の中やったら、僕は、そういう多数決のあれでもいいと思いますので、僕自身は、もう今の総務厚生委員会のあれを一応、承認されたということを言われましたので、その報告どおり僕は賛成したいと思いますので、皆さん、よろしく願いいたします。

済みません、総務厚生委員会の件ですので、産業文教と言いましたので、それは失礼いたしました。

○議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。河内山宏充議員。

○議員（10番 河内山宏充君） それでは、意見書案第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書案について、反対の立場から討論を申し上げます。

先ほどの質疑の中で、総務厚生常任委員会協議会での審議経過なるものを委員長のほうから御報告がありましたけれども、委員長自身の口からも、審議不十分と認識はしていたが、病気という緊急性から、この意見書案の採択に踏み切ったということを御答弁いただきました。

私、この意見書案要望書に対する願意は十分に私も理解をして、よりよきものにしていかなければならないという観点から、まだ、さらに十分な慎重審査が協議会の中でされたのではないかという疑念が非常に持ちます。今後、運営の面に関して苦言を呈すようですけれども、委員長さんみずから、そのような判断のもとに採決をされたのは、いかがなものかなというふうなことを強く思います。

また、実現性の可能性の観点からも、これは国・県のさまざまな事業との絡みがございますので、その辺の問題点を明らかにして十分な審査をすべきではなかったか、手続き的な問題が非常に疑念を持ちますので、この意見書案第1号に対しては反対という立場から意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（福田 洋明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の件を起立により採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（福田 洋明君） 起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第8. 議員派遣の件

○議長（福田 洋明君） 日程第8、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配布の文書のとおりとすることに決しました。

---

### 日程第9. 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

○議長（福田 洋明君） 日程第9、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手

元に配布の文書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがいまして、申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

○議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて平成26年第2回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前11時24分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 岩 本 ひろ子

署名議員 松 本 武 士